

第八十四回国会 外務委員会 議 録 第 十 号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大坪健一郎君

理事 毛利 松平君

理事 土井たか子君

理事 渡辺 朗君

理事 稲垣 実男君

理事 木村 俊夫君

理事 小坂善太郎君

理事 竹内 黎一君

理事 久保 等君

理事 美濃 政市君

理事 正森 成二君

理事 橋崎弥之助君

出席政府委員

外務大臣 園田 直君

外務政務次官 愛野興一郎君

外務省アジア局長 三宅 和助君

外務省経済協力局長 武藤 利昭君

外務省条約局外務参事官 村田 良平君

委員外の出席者

法務大臣官房参事官 藤岡 晋君

法務省刑事局長 敷田 稔君

外務省アメリカ局北米第一課長 渡辺 幸治君

参事(国際協力事業団総裁) 法眼 晋作君

外務委員会調査室長 高杉 幹二君

委員の異動

三月三十一日

辞任

松本 善明君

同日

辞任

正森 成二君

補欠選任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

松本 善明君

補欠選任

正森 成二君

同日

辞任

本日の会議に付した案件

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(参議院送付)

国際協力事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

○永田委員長 これより会議を開きます。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件及び許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件、以上各件を議題といたします。

まず、政府よりそれぞれ提案理由の説明を聴取

いたします。外務大臣園田直君。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する各約の締結について承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

○園田國務大臣 ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

イラク共和国政府は、昭和四十七年十二月以来再三にわたり、わが国との航空協定を締結したいとの希望を表明してまいりました。政府といたしましては、近年飛躍的に緊密化した両国関係及び将来にわたるイラクの重要性にかんがみまして、これに応ずるとの観点から、昭和五十年十一月以来同国政府との間で協定締結のための交渉を行ってまいりました。昨年十二月に至り、案文について最終的合意を見ましたので、本年三月二十日にバグダードにおいてこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、わが国とイラクとの間の定期航空業務を開通することを目的としており、そのための権利を相互に許与すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件について規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものであります。また、この協定は、わが国が締結する航空協定としては三十一番目のものでありまして、その形式及び内容は、従来のものと同様のものでなっております。

この協定を締結することは、両国の友好関係の強化に資するとともに、両国間を直結する航空路を開通することによって、ここ数年来拡大しつつある経済技術協力に伴って顕著な増大を見ている両国間の人的及び物的交流の一層の増進に役立つものと期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この憲章は、観光の振興及び発展を図るため、開発途上国の利益に注意を払いつつ、観光の分野で中心的役割りを果たす政府間機関を設立することを目的とするものであって、一九七〇年、昭和四十五年公的旅行機関国際同盟の臨時総会において採択され、一九七五年、昭和五十年発効いたしました。現在加盟国は約百カ国を数えております。

この憲章は、機関の目的、構成員の地位、総会を初めとする重要な内部機関の権限、予算及び支出の原則等について規定しております。

わが国がこの憲章を締結し、この機関の活動に参加いたしますことは、観光の分野における国際協力に応分の貢献を行うとともに、わが国の観光政策の推進に資する上からも有意義であると考えられます。

よって、ここに、この憲章の締結について御承認を求める次第であります。

次に、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、いわゆるレコードの無断複製から

レコード製作者を保護することを目的として、一九七一年十月ジュネーブにおいて国際連合教育科学文化機関、ユネスコ及び世界的所有権機関の共催によって開催された外交会議において採択されたものであります。レコード製作者の保護について定めた条約としてはすでに一つの国際条約があり、同条約の締結国は比較的小数の国に限られていたもので、同条約によってレコード製作者を保護することは必ずしも期し得ない状況にありました。このような状況を背景として、レコードの無断複製の横行の実態にかんがみ、レコード製作者の保護に際し早急に国際的な措置をとる必要性が認識されるに至り、同条約とは別個に特にレコード製作者の保護のために新たな条約を作成しようとの気運が高まり、この条約となつて結実したものであります。

この条約は、一九七三年四月十八日に効力を生じ、世界の主要レコード生産国である米国、ドイツ連邦共和国、フランス、英国等を含む二十八カ国が締結国となつております。

この条約は、各締結国が、著作権その他特定の権利の付与等によって、他の締結国の国民であるレコード製作者を、その者の許諾を得ないで行われる複製物の作成、そのような複製物の輸入及びそのような複製物の公衆への頒布から保護することを主たる内容としております。

レコード生産高世界第二位にあるわが国がこの条約を締結することは、レコード製作者の保護のための国際協力促進の見地から望ましいものと考えられます。また、わが国は、レコードの無断複製については、むしろ被害者の立場にありま

すので、できるだけ多くの国がこの条約を締結するよう促進する必要がありますが、かかる観点からわが国がこの条約を締結することが望まれるところでありま

す。よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○永田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○永田委員長 国際協力事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井上一成君。

○井上(一)委員 私は、二月十七日及び去る三月二十九日、この事業団法について詳細にわたつて質疑を続けてきたわけでありま

す。もとより、経済援助の事業の重要性というものは認識をいたしておるつもりでございます。が、しかし、それを推進していく国際協力事業団の姿勢というものに私なりに若干の疑義を持たざるを得ないような状態であつたわけでありま

す。とりわけ、去る二十九日の委員会におきましては、異例とも言える、国際協力事業団に対する外務大臣からの厳しい御発言があつたわけでありま

す。そこで私は、外務大臣の御発言に対して、事業団の総裁はどのように受けとめていらっしゃるのか、ここでその所信を明らかにしていただきたい、このように思います。

○法眼参考人 ただいま井上先生から御発言がございましたが、私は日印合同委員会に出席をいたしておりましたために、その間に行われました国際協力事業団法の一部改正に関する法律の審議に出席ができませんでしたために、大変皆様にご迷惑をおかけしましたことを、大変申しわけないと存じております。

私は、この事業団創立以来の三年半を振り返つてみまして、私としましては至らない点、改善すべき点、多々あることを率直に反省をいたしております。今後この反省の上に立ちまして、御指摘の外務大臣の御叱責もございましたし、執務体制をしつかりと確立いたしましたし、なにかんなく機構を整備し、特に職員

の一人一人の資質の向上を通

じまして、国際協力事業を進展せしめまして、そのことによつて、内外から事業団に寄せられております期待に十分こたえたいと念願をいたしております。この事業団法の改正に当たりまして、この委員会におきまして委員の先生方から発言されましたことを十分われわれは心に受けとめまして、これを反すうしながら、この上ともさらに努力を続けたいと思

ひます。どうか先生方のこの上とも御支持を心からお願いいたします。

○井上(一)委員 総裁、いま反省の上に立つて努力をしたい、するんだという御発言があつたわけ

です。もう多くを語りませんが、本当に海外経済援助の公正かつ適確な事業推進というものは大事であるというところはわかり切つたことな

ります。総裁が職員個々の資質の問題だと言われておりますけれども、むしろ総裁の問題である。職員は一生懸命努力をして

いるけれども、総裁がその上に立つて、強い誠意というか、最大の努力というか、そういうものを形の上であらわさなければ、私は事業推進は本当に正しく、うまく運ばない、こういうふうに思

うのです。総裁みずからの決意を再度聞かしていただきたいと思

ひます。○法眼参考人 私はただいま井上先生の御指摘のとおりだと思

ひます。私自身は全力を尽くしまして、この上とも、たとえば、国内におきましてはわれわれの仕事

を十分、大方の国民各位に御理解をお願い、さらにまた対外的には、いろいろの事業をいたしておりますけれども、その事業とともに、また日本の善意というものを発展途上国の各位に十分理解していただく、そういう意味にお

きましては、陣頭に立つと申しますか、言葉は強過ぎるかもしれませんが、十分私は自分の義務を尽くしたいという決心でございます。○井上(一)委員 今後とも、外務大臣並びに外務省と十分な連携をとりながら、より一層最大の努力を私は期待をして、いろいろと質問をしたいと思

ひます。○永田委員長 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 私は、この日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の中身に

関する質問に入ります前に、手続問題について、若干の疑問とそれから納得のいかない点がありま

すので、政府の明確な御説明を伺つておきたいと思

ひます。すなわち、本条約の提案理由の説明によりま

す。と、「この条約は、本文十六個条及び付表から成り、さらに、交換公文が付属してありますが、」云々

と述べられておるわけでありま

す。けれども、この交換公文そのものも国会の承認の対

象となつてゐるのかどうか、大変基本的なことですけれども、まず伺いたいと思

ひます。○村田政府委員 この交換公文も国会承認の対

象でございます。○中川(嘉)委員 私が思うには、これを拝見して

ておるわけでございます。従来から、条約とそれからその条約に付属いたします交換公文をも含めまして国会の御承認を得るに際しましては、これこれ条約の締結について承認を求めの件として提出しておるというのが慣行でございまして、本件条約に關しまして過去にそういう慣行に従つてこのように措置したものでございします。

内閣から国会に承認を正式に求める文書がございしますが、本件についてその部分を讀ませていただきますと、「日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに關する条約（日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに關する条約に關する交換公文を含む）」の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。」ということになっておるわけでございます。

○中川（憲）委員 そうしますと、そのような慣行といひますか、いま御答弁いただいた、そしてそこで讀み上げていただいた書類の中には「交換公文を含む」という括弧書きがあるようですが、私たちが手にしている、少なくともこの条約と交換公文あるいは説明書、提案理由の説明を見る限りにおいては、そのような疑問が生じてくるわけですが、したがって、このいわゆる条約本体、これだけを見る限りにおいては、たとえて言うならば、これから何年も先、三十年、五十年先、後世のことを考えると、これだけを後世の方々が見たときに、全くもってこれが外れ落ちて、なるほど、これで終りなのかという誤解も生じかねない、こういう立場から、実は私は「等」と書いておけば、ああこのほかに何かがあるのだなということになるわけで、こういった疑問も実は生じてくるわけで、そうであるならば、この両方とも承認を對象とするという前提で、やはり書き直すなり再提出をしなければならぬのではないか、このように考えるわけでございします。

それで、先ほど御答弁いただいた中にも関連して、いままでのこの審議の中、また採決された条約の中で、こういった前例があるのかどうか、具

體的な承認された条約があるのかどうかというところですが、もしあれば、具体的にその条約の名前等もここで明らかにしていただければ……このように思ひますが。

○村田政府委員 過去における先例は幾つかございしますが、たとえば、日本国と中華人民共和国との間の漁業に關する協定の締結について国会の承認を求めるの件というのがございしますが、これに付屬書に關する交換公文は含まれておりまして、そういう例がございします。

それから、渡り鳥に關するオーストラリアとの協定がございしますが、これに關しても同様の交換公文が付屬しておるわけでございします。

それから、一番最近のものといひましては、昨年この委員会において御承認をいただきました日豪基本条約でございしますが、これにも交換公文がございまして、このケースを例にして申し上げますと、この日豪基本条約を豪州の非本土地域に關してどう適用するかということを含めた交換公文でございまして、内容的にも本来この基本条約と不可分一体と考えるべきものである、ただし文書の形としては別になっておりますので、一括して御承認を求めるという従来の慣例に従つたわけでございします。

○中川（憲）委員 念のためにここで伺つておきますが、いわゆる交換公文が承認の對象にならない場合、これは本来、私の記憶では、交換公文の左肩の上のところに「参考」として括弧書きがしてある、こういうことなんで、今回はそうでないというところで、あくまでも承認の對象となつたのだ、このような御説明と受けとめていいわけですね。

○村田政府委員 条約を署名いたします場合にはいろいろな付屬文書がつくられることが多いわけでございますけれども、その付屬文書の個々の内容に照らしまして、それが憲法に基づいて国会の承認を求めるべきものであると判断いたしました場合には、私どもは交換公文も国会に承認の對象として御提出するわけでございします。ただし、そ

れはあくまでも本条約に付屬する文書でございしますから、従来の慣例に従つた形をとつておるわけでございします。

それから、交換公文は、その内容としては憲法で言う国会承認の對象ではないけれども、御審議の便宜のためには参考として提出すべきものであると判断します場合には、右肩に「参考」という字を印刷いたしまして参考配付をさせていただきます、こういうことでございします。

○中川（憲）委員 あと一、二点で終わりますが、先ほど申し上げたように、私どもの手元にある書類をもつて判断する限りにおいては、先ほど御答弁にあったような交換公文を含むのだという表現はどこにもないわけで、こういうことでまた將來に疑問を残してはならないということにおいて、私はこの場で一応政府の御見解をこのように承つた次第でございします。

最後に一つだけ、これは希望としてですが、先ほどの御答弁の中で讀み上げていただいたのは内閣提出の書類ですが、これを一応委員会にわれわれの参考資料として果たして御提出をいただければどうか、これを伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○村田政府委員 これは内閣から国会に正式に提出しております文書でございしますので、果たして政府から資料として差し上げるのになじむ文書かどうかは別といたしまして、御参考までに写しをお配りしたいと思ひます。

○中川（憲）委員 以上で終わります。

○永田委員 大坪健一郎君。

○大坪委員 外務大臣に最初にお聞きをいたしたいのですが、日米の犯罪人引渡条約は明治十九年に締結され、その後明治三十九年に修正されまして今日に至つておりますが、今回それを全く改定するような趣旨のもののように受け取れます。その目的はどういうことであるのか、ひとつ御説明いただきたい。

○園田國務大臣 この目的は、自分の国へ逃亡してきた犯罪人及び被疑者を相手の国へ引き渡すこ

とを約束するものでありまして、國際的な犯罪抑圧のための協力を進める目的で締結されるものでございします。本来、自國に所在する犯罪人を外國に引き渡すか否か、これは國家の主權にゆだねられており、その國の義務ではございしません。交通機關の發達等によつて犯罪人が外國へ逃亡する可能性がふえたこと、人權擁護思想の發達等もあり、同じような刑法、刑事訴訟法等を持つ國がふえたこと等により、一定の條件のもとに犯罪人を義務として引き渡すことを相互に約束するようになった、これが犯罪人引渡し条約でございします。したがって、近年、國際的な交通機關の一層の發達によつて犯罪人引渡し条約締結の必要は増加をしておるわけでございします。米國とは明治年間に進めた条約でございまして、環境の變転と日米關係の推移によつていろいろ矛盾が出てまいりましたので、以上の観点からこれを改定せんとするものであります。

○大坪委員 元來法体系がヨーロッパ大陸系とアメリカ、イギリス系とは違ふようでございします。が、犯罪人引き渡しについて条約を必要とするという考え方は、米英法の法体系によるものかと思ひます。ところがわが國の場合は大陸系の法体系に從來あるわけでございしますから、犯罪人の引き渡しについて条約をほとんど結んでおらない。条約を結んでおる國はアメリカ一國だということになっております。一体今後どういう國とわが國との關係を考慮して犯罪人引渡し条約を広げて締結されていくつもりなのか。それとも、アメリカと日本との間だけが特殊に交流の多い關係もあるから、日本とアメリカの間にだけ犯罪人引渡し条約を締結して、あとは従来長い間やつてきた慣行に從つて、問題の起つた都府道庁機關の話合いによつて相互主義の約束をして同種の者を引き渡すということをおお統制になつていかれるつもりなのか。基本的な今後の方向について大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○園田國務大臣 現時点で特定の國と引渡し条約を結ぶ具体的な計画はございしません。いま大坪さ

んのおつしやったような諸般の事情及び国の相違がございますけれども、日本としては犯罪抑圧という見地から国際協力を進めるために条約締結の拡大を図る所存でございます。その際考慮すべき点は、第一に、人の往來の状況等より見て現実に犯罪人の引き渡しを要請が多いところ、第二に、犯罪人の引き渡しは基本的人権にかかわりのあることでございまして、相手国の法制度、特に刑法、刑事訴訟法体制がわが国と似通った民主的かつ文化的なものであり、また相手国の政治や法制度が一般に安定しておるといふこと、第三に、日本では逃亡犯罪人引渡法があり、条約に基づかない請求についても、相互主義を条件に引き渡すことが可能であり、諸外国でも同じような体制をとっている国もありますが、米国、英国等のように条約が存在しなければ引き渡しは行い得ない体制の国もございまして、このような相手国の体制から見て条約の締結の必要性を検討しつつ、逐次拡大していく所存でございまして。

○大坪委員 基本的なお考えが大体わかってまいりましたので、それでは、まあ日米双方で特に問題になりましたのは、この説明書にもございまして、一九七五年八月のクアラルンプール事件等、ハジャックの問題が契機であつたようにも受け取れるわけでございまして、この条約が締結されるに至りました経緯を事務局からひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○渡辺説明員 先生御指摘のとおり、現行の日米犯罪人引渡条約は明治十九年に締結されまして、第二次世界大戦で効力を停止したわけでございまして、一九五三年、昭和二十八年に復活されて現在に至っております。昭和五十年八月のいわゆるクアラルンプール事件等を契機といたしまして、政府は国際的な犯罪抑圧のための協力を推進する必要性を痛感いたしました。昭和五十一年一月米側に対して現行犯罪人引渡条約の改定を提案いたしました。交渉の結果、本年三月三日東京においてこの条約の署名を行った、以上が経緯でござい

○大坪委員 従来の明治十九年に結ばれた日米犯罪人引渡条約と、この新しい条約とをひとつわかりやすく比較して説明をしていただきたいと思ひます。一番問題になりますのは、古い条約では犯罪の罪種を列挙しまして、十五種類だと思ひますが、こういう犯罪についてのみ犯罪人の引き渡しが行へるということになっておりますが、新しい条約では、いわゆる包括主義と申しますが、犯罪の量刑の程度、法令によって一定限度以上の可罰性のある犯罪を引き渡すということになっておるようでございまして、この辺の事情について少し詳しく説明をしていただきたい。

○村田政府委員 本件条約と現行条約と比較対照いたしました。最も重要と思われまします点を三點に示しまして、御説明申し上げたいと思ひます。

新条約の最大の特色は、いままでに大坪委員御指摘のとおり、引き渡し対象犯罪が拡大されたこととございまして。現行条約は、殺人、強盗その他古典的な十五の罪種に分類されました限られた数の犯罪を引き渡し犯罪として列挙しておるわけでございまして、いわゆる罪種列挙主義によつておるものでございまして。これに比べまして、新条約は、基本的には包括主義という考え方に基きまして、日本国の法令及び合衆国の連邦法令により死刑または無期もしくは長期一年を超える拘禁刑に当たる犯罪、それからさらに四十七の代表的な引き渡し犯罪というものを付表に列挙してあるわけでございます。このように包括主義を基本とする考え方をとつた、これが一番大きい差異かと存じます。

その列挙主義がいいか包括主義がいいかということについては、いろいろな考え方があるわけでございまして、私もひとついいたしましては、包括主義をとることにによりまして引き渡し犯罪に公平を期する、たとえば列挙されておられせん中にも非常に凶悪な犯罪というものがあつて得るわけでございまして、そういう犯罪は引き渡されないと、列挙したもののみが引き渡されるということ

会の変転に伴ひまして、新しい種類の犯罪が出てくるといふことも十分予想されるわけでございまして。その場合には、列挙主義でございましてと条約を改正しなければいかにいふようなことにもなりませんので、包括主義をとつておられますと新犯罪にも常に対処し得ることになるわけでございまして。そういう点を総合的に判断しました結果、米側に対して、包括主義をとらうという結果を主張いたしました。米側は従来列挙主義をとつておつたわけでございまして、しかも九十三の引き渡し条約を結んでおるわけでございまして、今回わが国とのこの条約で初めて包括主義に移行した、そういう意味では、非常に画期的な条約といふことがアメリカの立場からも言えるのではなからうかと思ひます。

その次に、いまの引き渡し対象犯罪の拡大との関連で申し上げておきたいのは、現行条約におきましては、いわゆる国外犯は引き渡しの対象になつておらなかつたわけでございまして。要するに日米それぞれの領域の中において犯罪が行われた場合に、そしてその犯罪人が相手国に逃亡した場合にこれを引き渡しの対象とするという考え方に基づいておつたわけでございまして、今度の条約におきましては、一定の条件はございまして、きまつては、第一の大きい点でございまして、国外犯を引き渡すという点にいたしましたわけでございまして。これが第一の大きい点でございまして。

それから第二は、犯罪の抑圧のための国際協力をより実効あらしめるためにいろいろな規定を整備したということとございまして、二つぐらい例を申し上げます。たとえば第十三条でございまして、犯罪人を引き渡します場合には、被請求国の法令の許す範囲内におきまして証拠物等も相手国に引き渡す、こういうことにはいたしましたこととありまして、あるいは両国間の引き渡しとは直接関係はないのでございまして、たとえばわが国が第三国から犯罪人を移送して、たとえばわが国が西ドイツから犯罪人の引き渡しを受けましてわが国に移送してくる場合に、アラスカを経由するといふようなことが現実になつてくるこ

とがあるわけでございまして、そういうときに自分の国の領域を通過いたしましたして、そういう犯罪人ないし被疑者を護送する権利を認め合ふ、このようにしたわけでございまして。それから、第三の改正点は、引き渡し手続に關しまして、いろいろな規定を整備いたしました。手続がより円滑に、かつ充実に行われるように配慮したわけでございまして、たとえば、第八条等にはその手続規定がございまして、こういうものが手続円滑化のための規定でござい

以上、三點が重要な改正点であるといふふうに考へております。

○大坪委員 いまの点で、特に包括主義について若干の問題があるように思ひます。アメリカがいままで罪種列挙主義をとつておつたのに、今回日本側の説得に應じたといふのでしたら、便宜を感じたといふのでしたら、主張に従つて包括主義になつたといふんですけれども、包括主義といふことになりましたと、双方可罰性の原則といふものから見ますと、たとえば一年を超える拘禁刑の場合、一年以上の罪に当たる犯罪だとして、その行為がたとえ相手の国で犯されておるといふことになりましたと、一体その相手の国においてもそれが一年以上の罪に当たるものであるかどうか、そういうものを調べてみなければならぬといふことになりました。たとえばアメリカでございまして、刑法が連邦のほかに五十の州にございまして、そこを全部調べてみなければならぬのじゃないか。あるいは植民地がまだあるような国では、本国と植民地と刑法が違ふ場合にこれをもう一遍調べ直してみなければならぬのじゃないかといふことで、犯罪人の逃亡先について相当の調査力が必要になつて、かえつて事がめんどうくさくなるのじゃないかといふ感じがしますけれども、その点はいかがでしょうか。

○村田政府委員 御指摘のとおり、非常に単純な包括主義をとりまして、たとえばこの条約のように死刑、無期あるいは長期一年云々といふふうな

規定通りにいたしますと、現実に犯罪が行われ
た場合には自分の国の刑法と相手の国の刑法を
調べなければいけません。特にアメリカの場合には
御指摘のような連邦法と州法の関連もあるわけ
でございます。そういう点も考慮いたしまして、私
どもは交渉の際に最も典型的であると思われる罪
種四十七種類をこの条約の付表に掲げたわけで
ございまして、この犯罪は、もちろんその量刑の問
題はございするけれども、それぞれ引き渡しの
対象として両国が考えておるわけでござい
まして、この四十七種類にむしる列挙さ
れておらない犯罪というものにどんなものがある
かということをお考えなければいかぬわけでござ
います。

それから、先ほどの州法の点にしましては、
この四十七種類に列挙されておきません犯罪でも
もちろん包括主義によってこれは引き渡しの対象
になるわけでございするけれども、それは米国内
の立場もございするわけで、わが国の法令と、合衆
国にしましては連邦法令ということで、その点
は州法を除きまして、個々の州あるいはアメリカ
の場合にはその他の属領的な地域もあるわけで
ございするけれども、そういうところの非常に特殊
な刑法というものは一応除いたわけでございま
す。

○大坪委員 第二条の第一項の規定でも、大体そ
ういうようなことで、実際上はこれは包括主義と
いいますけれども、罪種列挙主義と包括主義とを
結びつけたようなことではないだろうかと思いま
す。そういう点では妥当な規定ではなからうかと思
います。この条約を締結する経緯で問題にな
りましたような、ハイジャックの問題が特に最近
国際的に問題になっております。あるいは麻薬犯
罪というようになことが問題になると思いま
す。たとえばハイジャックの場合にはハイジャック条
約というようにあるものがあって、多国間条約に加入
すればハイジャックの犯人に対しては引き渡しの
義務が生ずるということではなからうかと思いま
すけれども、ハイジャック条約のようなものに入

つておる国と——日本もハイジャック条約に加盟
しておったと思えますけれども、この犯罪人引渡
し条約との関係は将来どうなるわけでございま
す。

○村田政府委員 先生がただいまおっしゃいま
したハイジャック条約と申しますのは、いわゆるヘ
ーグ条約のことであらうかと思いますが、ヘーグ
条約に基づきますと、ハイジャックを行った場合
にはその犯人を引き渡す、それから引き渡さない
場合におきましては、その犯人の所在国が自国の
訴追の権限のある当局に事件を付託しなければな
らないということになっておるわけでございま
す。したがって、ハイジャックが行われま
して、その犯人がハイジャック条約の締結国にお
いてたといふ逮捕されるというふうな場合にお
きましては、これをその締結国等に引き渡すかある
いは自分の国で訴追するといふ義務を負って
おるわけでございする。またハイジャックと考
えられま

す犯罪につきましても、今回の条約におきま
す付表の中にも掲げられておりますが、これが引
き渡しの対象犯罪というところできわめて明確で
ございする。わが国とアメリカの間でその場合に
引き渡しが行われるということは当然のこと
でございます。

それから一般にこの条約に加入しておる国にお
きましては、それぞれの国の国内法の手続に基
づいて引き渡しが行われるということになるわけ
でございます。

○大坪委員 次は、第四条の政治犯罪の問題で
す。「この条約の規定に基づく引渡しは、次のい
ずれかに該当する場合には、行われぬ」として
「引渡しを請求する犯罪が政治犯罪である場
合又は引渡しを請求する犯罪が政治犯罪である者
を政治犯罪について訴追し、審判し、若しくはそ
の者に對し刑罰を執行する目的で行われたものと
認められる場合」というふうになっておる。ま
た、この疑義が生じたときは被請求国の決定で
決めるということになっておりますが、それにし
ましても、この政治犯罪というのは非常にき

りしない概念でございする。この政治犯罪をどの
ように考えたらいのかという問題があるわけ
です。政治犯罪にも全く純粹に政治的な犯罪人と判断
できるものもあれば、犯罪を構成する内容が政治
的なもの、それ以外のものが混在しておいて、相
対的に政治犯罪といわれるようなものもあるよう
でございます。日本に逃げてきたような場合に、日
本がアメリカからの被請求国になって被請求国の
判断を求められるということが起こると思われま
すが、この考え方の基準と申しましうか、そ
ういふものを説明をさせていただきます。

○村田政府委員 この第四条に規定してあります
ような政治犯罪人の不引き渡しといふことは、
各国の国内法、犯罪人引渡し法であるとか、ある
いは諸国が締結しておる条約に引渡し条約にお
いて規定されておるところの事柄でござい
ます。

それから、この政治犯罪といふことは、若干抽象
的な表現でございするけれども、ある国の政治的
な秩序を侵害する犯罪であるといふふうな考
えられておるわけでございするが、しかしながら具
体的な犯罪が、果たして引き渡し請求の場合にこ
れを政治犯罪といふふうな判断するかしないかとい
うことは被請求国の方にゆだねられるというの
が一般的に国際慣行であるわけでござい
ます。学説等におきましては、その政治犯罪にはま
さに大坪委員の御指摘のとおり、純粹な政治犯罪と
相対的な政治犯罪といふふうに分けて考
えるといふふうな考え方がござい
ます。その場合に、純粹
な政治犯罪と申しますのは、ある国の政治の基本
的な秩序を侵害するとか転覆するとか、そうい
ったような、もっぱらその政治的秩序の侵害のみを
内容とする犯罪といふことで、たとえばクーデタ
ないし革命の陰謀を行うといふふうなものがこ
れに当たるわけでござい
ます。これに對しまして
相対的な政治犯罪と呼ばれておるものは、い
ま申し上げましたような純粹な政治犯罪を犯す
といふこととの関連で普通犯罪を犯したといふ
ようなケース、あるいは政治目的を持って普通犯罪を

犯すといふふうなケースでござい
ます。しかしながら、
具体的な特定の事件におきましてこれが政
治犯罪であるかどうかといふことは、結局その
個々のケースに照らして判断せざるを得ないわけ
でございます。その犯罪の構成要件、
それからどんな法益が侵害されたかといふこと、そ
れからその犯人の動機なり目的、それから社会的
な背景、あるいは相手国がどういった犯罪にどう
いふふうな刑罰をもって臨んでおるかといふ
いろいろなことを総合的に判断いたしまして、こ
れが政治犯罪であるか否かといふことを決める
を得ないといふ、そういう性質のものであると
いふふうな考え方をいたします。

○大坪委員 そのこととちよつと関係があるかど
うかわかりませんが、第五条に行きますと、自
国民は引き渡さないという原則が書かれてお
ります。ただ、裁量によって被請求国は自国民を引
き渡すことができる。これに該当する場合として考
えられるもので今回、引き渡しを請求する国の
国外で犯された犯罪、国外犯の取り扱いについて
引き渡しの対象とするように合意ができておる
といふことになりましたが、たとえば日本人がアメ
リカで犯罪を犯す、日本人をアメリカで殺傷す
る。その日本人を日本の国として裁く必要がある
のでアメリカに引き渡しを請求するといふよう
な場合と、それからその人間が日本に逃げてきて
アメリカはアメリカの国内法でこれを裁きたいの
でその人間をアメリカに引き渡せと言ふ、こ
ういふような場合が出てくると思
います。その辺の場合分けを、いろいろな場合があると思
いますけれども、ひとつ例示をしながら、この自
国民引き渡しの義務を負わない場合と、裁量によ
つて自国民を引き渡すことができる場合とをちよ
つと御説明をいただきたいと思
います。

○村田政府委員 自国民の引き渡しに關しまして
は、これはあくまで裁量でござい
ます。ですから、絶対に
引き渡さなければならぬといふ
ケースは、絶対
いまだ大坪委員が例として挙げられ
ましたケース

について考えてみますと、日本人が米国内において仮に殺人を行ったという場合には、もちろんこれはアメリカの領域内における殺人でございまして、アメリカが犯人を逮捕し訴追するという事になるわけでございまして、これはもちろんわが国の国外犯にも該当いたしますから、わが国としてもその本人を訴追することはできるわけでございまして、実際に米国内でそのような措置がとられるということにならうかと思ひます。

それから、その殺人を犯した後で何らかの理由でアメリカから逃亡して、その本人が日本に帰ってきておるといふような状態におきましては、米国のその犯罪人の引き渡しを求めるといふことは考えられるわけでございしますが、また、わが国におきましてはわが国の法律に基づきまして本人を訴追するということもできるわけでございしますので、それぞれの事案に基づきまして引き渡すのが妥当であるかあるいはわが国において国外犯としてその訴追を行うのが適当かという事は、わが国の主権的な判断でこれを決める。引き渡すべきであると判断された場合には、この裁量規定に基づきまして自国民といへども引き渡すことは条約上可能である、こういう仕組みになっておるわけでございします。

○大坪委員 そうしますと、アメリカの国内でたとえ日本人同士がけんかか何かして相手を殺害した、もつと悪意があつて殺害をすることもあるかもしれない。推理小説めきますけれども、それが日本に逃げて帰ってきておる。アメリカとしては、アメリカ国内に起こった犯罪であるからその犯罪人の引き渡しを求めてくる。それが日本人であるから、原則として引き渡しの義務を負わなない。日本では引き渡さない。しかし、アメリカで起こった事案であつて、証拠が不十分であるから日本で不起訴になったというときは、これはどう考えたらいいのでしょうか。それでも自国民の引き渡しの義務を、その場合は、両国で相談をして、妥当な解決に至るようにするのでしうけれども、そこら辺はどう考えたらいいか、ち

よつと御説明願ひたい。

○敷田説明員 お答えいたします。

外国におきまして日本人同士の殺傷事犯が生じまして、向こうで不起訴になりました場合、仮に無罪となりました場合には、一事不再理の原則が働きます。日本国においてはこれについて再び裁判することはできないわけでございしますが、仮に向こうにおきまして不起訴になりました場合は、日本国の判断において、日本国が十分な証拠があると判断しました場合には、日本国で起訴をすることは可能でございします。

○大坪委員 それの逆の場合ですけれども、日本で証拠不十分で不起訴になって、アメリカは、その日本人を引き渡してもらいたい、アメリカで裁判したいという場合です。

○敷田説明員 お答えいたします。

その場合は、当該犯罪人を引き渡すかどうか判断をする一つの基準といたしまして、十分な証拠があるかないかということとございします。したがいまして、日本国において不起訴にしたような事例でございしますと、通常十分な証拠がないと判断をすべき事案でございしますから、その理由をもちまして引き渡しはしないということにならうかと思ひます。

○大坪委員 それについては後でもうちよつとお伺ひしたいと思ひますが、時間もありませんので、あと二問ほど御質問したいと思ひます。

一つは、先ほど中川委員から御質問がありました交換公文の件に関連してですが、日米地位協定が優先するという形になっておるようでございします。日米地位協定に基づく引き渡しと、この引渡し条約に基づく引き渡しとの関係は一体どう考えたらいいの。公務中の犯罪でございしますとか、あるいはアメリカの基地内における犯罪でございしますとか、幾つかの事例があると思ひますけれども、日米地位協定に基づく引き渡しと、この引渡し条約に基づく引き渡しとの事案の、いわば典型的なやつを区分して、ひとつ説明していただきたい。

○村田政府委員 犯罪人引渡し条約は、一般的に申しまして、ある国の法律に違反いたしました後に、その国の公権力のもとから逃亡いたしましたして、他方の国に逃げた、そういうものを引き渡すという事を約束しておるわけでございまして、したがいまして、日米条約もそうでございします。引渡し条約は、一般的にそういう自然犯を中心とする一般犯罪を引き渡すということを主として規律しておるものでございします。

それから、その手続等につきましても、条約によつては若干の差異はないわけではありませんが、ほぼ確立した国際慣行というものがございまして、それに基づいて引き渡しが行われるということになっております。

それから、日米地位協定は、米軍がわが国に駐留しておるといふ、いわば非常に特定された状況に対処するために定められた約束でございまして、同協定の十七条の中に引き渡しに関する協力義務が規定されておるわけでございしますけれども、その引き渡しの性質あるいは手続というものは、通常の犯罪人引渡し条約とは異なつた規律というものを頭に置いて、そもそものつけられておるわけでございします。

しかしながら、地位協定に基づく引き渡しの協力というものは、ある国の法律を犯して逃亡した者を、他方の国がこれを引き渡すということについて協力するというところでございします。そうしてその者について妥当な、適正な処罰が行われるという事を確保するという目的でございしますから、そういう精神の点から言いますと、犯罪人引渡し条約の目的とすると、それから地位協定の十七条に規定しておりますところは一致した点がある、同様の目的を持つておるといふことが言えるかと思ひます。特に今回の新条約によりましては、国外犯もこの引き渡しの対象にするということになりましたので、この犯罪人引渡し条約と、それから地位協定とが競合して適用されるのではなからうかと思はれる、そういう事態が従来以上に生ずるようになるという

ふりに思われたわけでございします。

そこで、合衆国軍隊がわが国に駐留しておるといふ、いわば特定のといひますか、特殊なといひますか、そういう状況に對照してつくられておりますところの地位協定を優先させる、あるいはそういう状況については地位協定を適用するといふことをこの際明確にすることが必要であると思ひまして、この交換公文をつくらつた、こういう次第でございします。

○大坪委員 そうすると、こういうふうに理解していいわけですか。地位協定は、もちろん日本における駐留軍に従事する者の法的地位について決められております。たとえば地位協定の十七条によりまして、公務中でありまして、アメリカ人同士の事案にはアメリカに一次的裁判権がある、そういうものの該当者がアメリカに逃げてしまつた、そうすると地位協定はもう及ばないわけでございします。そうした場合はこの犯罪人引渡し条約によつて犯罪人の引き渡しを求める、こういうことになるのでしょうか。そのところはどうか。

○村田政府委員 いまの先生の御指摘のようなケースでございしますが、そもそも地位協定十七条五項が対象としておりますような状況において、相互にその引き渡しの協力の義務がある。いまの場合にはアメリカ人が日本で犯罪を犯しまして、その後何らかの理由で米国内に帰つたという事態を想定しておられるのだと思ひますけれども、こういうものにつきましては、私どもは地位協定十七条が適用されるという立場でございしますので、犯罪人引渡し条約をもってこれを律するということではなくて、地位協定によつてその引き渡しを求めるという考え方でございします。

○大坪委員 まだはっきりしない点があるのですけれども、時間がないので、最後に、たとえばロッキード事件のような事件がまた起こつたといひまして、関連の犯罪の構成要件に該当するような人がアメリカにおる、アメリカと言つて語弊がありますけれども、どこか外国におる、それがア

アメリカにたまたま人間としてはどうもおもしろいという場合には、こういうものに対して、ロッキード事件を例にとればクランターとかコーチンとかといったような人がおつたわけですから、これは両国の事情で非常にむずかしいので、特殊の日本の検察の措置で、向こうで証言をとってきたというところまでいきましたけれども、今後はこういうものでも起こりましたときに、アメリカに対して、その事件に関連した者の引き渡しの請求ができることになるのでしょうか。その点だけを最後にひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○数田説明員 御説明申し上げます。

いまのロッキードの件につきましては、きわめて生々しいものでございますので、これについてどうこうというものでは全くないのでございませうが、仮定の問題といたしまして、先生仰せのような事例が将来発生したといたしますと、贈収賄につきましましては、この条約の付表三十九に掲げられている犯罪でございまして、米国におきましても十五年以下の懲役で処分されている事案でございませうので、この条約の規定に従ひましてその者の引き渡しを米国に請求することは可能でございませう。

ただ、もちろんそれは米国民でございませうので、米国政府がそれに応じまして直ちに引き渡しをするか、あるいは米国民、自国民は裁量的な引き渡しで足りるということで、その裁量権を行使して引き渡ししないということはまたおのずから別個の問題でございませう。

○大坪委員 以上で終わります。

○永田委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時三十七分開議

○永田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。高沢寅男君。
○高沢委員 それでは、午前中に引き続きまして、日米犯罪人引渡し条約について御質問をいたしたいと思ひます。

最初にお尋ねをしたいことは、今度の日米の条約が結ばれました、また、その以前にも日米の間には条約があつて、それで犯罪人の引き渡しをやつてきたわけでありませうが、アメリカは、そういうふうな条約を結んだ相手の国と引き渡しの関係を持つ、こういうやり方で九十三カ国と結んでおる、この日米もその中の一つである、こういうことですが、日本から見れば、そういう条約を結んだ相手はアメリカ一つですね。そうすると、アメリカ以外の他の国との犯罪人の引き渡しをやるのにどういうふうなやり方で行つてゐるのか。日本の国内法としては逃亡犯罪人引渡法というのがあつてゐるわけですが、相手の国もそういうふうな法律を持つてゐる国とやるというふうな点なのか、あるいはまた、相手の国との犯罪人の引き渡しをこちらがやれば相手もこちらに対してやる、そういう双務的な関係ですから、そういうふうな取り決めというものは、アメリカ以外の他の国との関係ではどういうやり方をするのか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○数田説明員 お答え申し上げます。

条約を締結していない国に対する引き渡しにつきましては、ただいま先生仰せのとおり、その引き渡しの請求が外交ルートを経由してまいりまして、そして、仮に日本国が同じような引き渡しを請求したとする場合においては向こうも引き渡しをしてくれるという相互主義の保証がございまして、向こうが応ずればその引き渡しを得ることができるといふ関係になつております。

○高沢委員 いまの点をもう一度お尋ねするわけですが、たとえばある国が日本に対してそういう引き渡しを求めてくるというときに、日本はその相手の国に、それじゃ今度は逆にこちらが求めるときにはおたくではしてくれませうか、こういう話し合いになつて、そのようにいたしますという話し合いがまとまつて、それじゃというところで渡す、これはつまり、現に引き渡しは相手の国から求められた段階でそういう話し合いになり、そういう取り決めを結ぶということなのか、あるいはまた、アメリカ以外の他の国と、将来、いつになるかわからぬけれども、お互いに引き渡しを必要とするときには引き渡しを求め、そのときはお互いにやりましようという、いわば申し合はせというものが相手のフランスなりイギリスなり、ほかの国とあらかじめできているのか、そういう引き渡しを必要とするケースでそのときにそういう取り決めを結ぶということなのか、それはどうなんでしょうか。

○数田説明員 それは、先生が最初に仰せになりましたように、個別的、具体的に渡すということとございまして、その事案が発生した場合に、相手の国の文化水準でございまして、政治体制でございまして、人権を保障する程度でございまして、そういうものもその状況を考えまして、個々具体的に、これは渡す、これは渡さないという判断をすべきことにならうかと思ひます。

○高沢委員 いままで日米のそういう条約があつたわけですが、これによつて日本とアメリカの間で実際に犯罪人の引き渡しをしたケース、どのくらいの件数があり、また具体的にどんなようなケースがあつたのか、これをお尋ねいたします。

○数田説明員 これは長い歴史を持った条約でございませうが、戦後、米国との間において引き渡しが行われました事例は、わが国が米国から二名ほど引き渡しを受けております。それは、昭和五十年七月に殺人の被疑者でございまして日本人を受け取りまして、また、五十二年一月に殺人の被疑者であります米国人の引き渡しを受けております。戦前のことにつきましては、わが国が引き渡しを受けた例が二件、わが国が引き渡しをした例が十件あると聞いておりますが、その資料はすでに焼失などいたしておりますので、手元にございませうので、事実はわかりません。

○高沢委員 この日米引渡し条約では、引き渡しの対象犯罪を「死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされている」犯罪、こういうものをお互いの引き渡しの対象にするというふうになつてゐるわけでありませう。それから、一方では、日本の国内法である逃亡犯罪人引渡法によれば、引き渡しの対象犯罪は「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたる」犯罪、これが引き渡しの対象だということになつております。アメリカとの関係では一年以上、国内法の関係では三年以上、こういうふうなことで、そこに現実の違いがあらはれますね。アメリカ以外の他の国との関係では三年以上というふうなことになるわけですが、こういうふうな違いというものは、運用上において何か支障がないのかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○数田説明員 なるほど、先生仰せのように、犯罪人引渡法と今回の日米犯罪人引渡し条約との間では、法定刑につきまして相違があるわけでございます。その相違は、仮に米国外の国からの引き渡しを受けた場合には、日本国におきましては、一応重大な犯罪、つまり、たとえば緊急逮捕ができることと刑事訴訟法が決めておりますような犯罪が三年以上になつておりますので、一応日本では、重大な犯罪とそうでない犯罪というのは三年をもつて分けるような制度になつておりますので、日本が重大と思つてゐる犯罪について他国についても引き渡しということにならうかと思ひますが、条約を結んでゐる国につきましてはその国の内情というものを事前に十分調査いたしましてこういう条約を締結いたしますので、その間に若干の開きがありまして運用上は格別の支障がないもの、このように考えております。

○高沢委員 運用上は別に支障はないというお答えであります。こういうものはなるべくそうの方がいいというふうな考え方に立てば、将来に向けて国内法の方を一年以上というふうな改正をさ

れるお考えはあるのかどうか、お聞きします。

○数田説明員 先ほど御説明申し上げましたように、日本の場合、重罪とそうでない犯罪を区別するのを一応三年といたしておりますので、この国内法制というのであれば動かしたくないと思っております。ただ、アメリカの場合には、ではどうして一年を超えるというようにしたかということになります。アメリカの場合には、御高承のとおり、フェロニーとミスディミナー、つまり重罪と軽罪との区別を通常一年でいたしておりますので、そういうアメリカの特殊な状況を考慮いたしまして、アメリカとの条約においては一年を超えるもので区別をし、日本だけのことを中心として考える場合には三年で区別をしよというところでございまして、将来ともできればこの制度でいきたい、このように考えております。

○高沢委員 ここできょうの午前中の大坪委員の御質問に關係して私もひとつお尋ねをしたいと思っております。

ロッキード事件との關係なんでありまして。このロッキード問題の中ではいぶんコーチャンとかクラッターとかいうような名前が登場したわけですが、私の承知しているところでは、コーチャンの場合にはアメリカの司法当局の取り調べに応じて必要な証言をしておる。それがまた司法協力という關係でアメリカから日本の方へそういう關係の必要な資料も来るといふように承知しているわけですね。そういうアメリカの当局の取り調べの際、コーチャン氏に対しては、取り調べに応じたことに対して、責任を追及しないといふふうな措置もとられたというふうに聞いています。ところが、クラッターの場合には、そういう取り調べに、私が知る限りでは応じていないという状況だと思っております。しかもまた、いま進行しているロッキード問題の裁判の中でも明らかのように、むしろクラッターの方が実際に金を運んできた、あるいはいろいろなロッキードの売り込みのためにこういうことをしてほしいと話を持ってきたり、実行行為の面ではクラッターの方がずっと前面に出た役割りを果たしておる。となれば、いまのロッキード裁判との關係で、日本の司法当局としてはこのクラッターについては引き渡しを要求されるというふうなことが私は必要なんじゃないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○数田説明員 何分現在裁判が進行中の事件に關するものでございまして、これにつきましても、答弁は何とぞ差し控えていただきたいと思います。

○高沢委員 私は裁判が進行中だから言っているのです。これが終わってしまつて、全部結論が出た後でクラッターを呼んでどうだこうだと言うのは、實際上意味がないわけであつて、現在進行中であつて、そしてその進行中の日本の裁判にいろいろな必要な証言も得なければなりませんし、うし、またそれとの關係で必要な司法上の処理もしなければならぬだろうし、こういうことで引き渡しを要求したらどうか、こう私は聞いたわけですが、進行中だから要求するかしないか答えられないというお答えはちょっと答えにならないのじゃないか、私はこういう感じがするのですが、いかがでしょうか。

○数田説明員 仰せではございますが、特にコーチャンとクラッターのことを区別しての御質問でございまして、私も同じような類型に入るのはないかと考えておりました。かつ、現在進行中の裁判に影響を及ぼすことになりまして、司法権の独自の運用が必ずしも円滑にいかなくなる点もございまして、何とぞその点はひとつ御勘弁をいただきたいと思います。

○高沢委員 日本の司法権の独自の運用がこれによつて何か差し支えるというふうなことを言われましたけれども、これも私は全く理解できないと思つたわけですね。まさに日本の司法権の独自の運用のために必要なものとして呼ぶべきではないか、こう言っているわけですね。私、コーチャンとクラッター、多少さっきの言い方では差をつけました。が、それは、コーチャンがアメリカの方でそういう証言をしている、クラッターはしてないというふうな違いで、特にクラッターはと、こう強調して言つたわけですね。もちろん両方呼ばねばならぬ結構なことであつて、そういう意味において別段差をつける考えはありませんが、そういう現在進行中の裁判の日本の司法権の独自の運用のために大いに必要じゃないか、こう私は思つたわけですね。もう一回見解を聞かせてもらいたい。

○数田説明員 私、司法権と申しましたのは、現在行われている裁判という趣旨でございまして。

○高沢委員 まさに私も現在行われている裁判という意味で言っているわけであつて、この裁判が終つてしまつた後では意味がないということをおさる、より正確に事態を判断してより正確に裁判の結論が出るようにするために、コーチャン、クラッターの引き渡しを要求する、そしてもちろん証言も求める、また、日本の国内法に外國為替管理法とかそういうふうなことで明らかに触れていてるわけですから、これに対して必要な司法上の処分を与えるということでもつてこの引き渡しを要求すべきじゃないか、こういうふうな言っているわけですが、どうもあなたのお答えは、全然それとかみ合ふところで、だから呼べないというふうなお答えですが、どうもこれは納得できません。もう一度、なるほどその理由なら呼べないのも無理はないと、こう私も納得のできるような説明の仕方ひとつ答えていただきたいと思つたわけですね。

○数田説明員 なかなか納得のいくような御説明がむずかしいのかもしれませんが、私はそのように考えております。

○高沢委員 ここで確かに引き渡しを求めるときだといふことを数田さんが答弁すると、あなたの一身上の問題で何かいろいろ差し支わりの出てくるといふふうな御考慮があるいは働いているのか、こんなことも実は思わざるを得ないほどだな、このお答えはどうか、このやりとりだけで時間をか

けるわけにはいきませんので、この点は、せっかく日米犯罪人の引渡し条約を審議するならば、これこそまさに大変重要なやるべきケースじゃないかといふことを私は指摘をしておいて次へ進んでいきたいと思つた。

条約第四條で、引き渡しを請求される犯罪が政治的な犯罪である場合は引き渡しをしない、政治犯の不引き渡しといふことが条約によつて決められていてるわけでありまして。こういう規定があるわけですが、ただしそこに、その規定の適用について疑義が生じたときは被請求国の決定による、というふうなことになるのであります。そこで、疑義が生じた場合といふのは大体どういふ場合を想定されてこつたかといふのは条約の中へ入れられたのか、考え得る疑義といふのは一体どういふふうなケースか、ちよつとそれを教えてもらいたいと思つた。

○村田政府委員 まず政治犯罪といふ概念についてでございますけれども、これは抽象的に言いますと、ある国の政治的な秩序を侵害する行為である、こういうふうな通常定義されておるわけでございますが、その中でいふのは純粹な政治犯罪、それから相対的な政治犯罪との二種類あるといふのが学説等で言われているところでございまして。そこで、特にいま御指摘の第四條の後段の方でございましてけれども、いま申し上げましたような二種類の学説に従いますと、相対的な政治犯罪といふものは、純粹な政治犯罪に關連いたしまして通常の刑法犯を犯したような場合であるとか、あるいは政治目的によつて普通の刑法犯を犯した場合といふことになるわけでございます。そこで、特に相対的な政治犯罪といふふうな場合におきましては、純粹な政治犯罪よりも普通犯罪の要素といふものが、加味されておるといふことでございまして、果たしてその犯罪を政治犯罪と判断すべきかどうかといふことは、個々の具体的なケースに即しまして、構成要件から始まりまして、どのような法益が犯されておるかとか、それから犯人の目的は何か、あるいは社会的、政治的な背

景とか、あるいは相手国の刑罰がどうなっているかというふうなことをいろいろと総合的に調べて判断をして、初めて結論が出せる問題でござい

す。ここで疑義がある場合と申しますのは、そのようにいろいろな要素を加えて判断をする必要があるというときに、その最終的な判断は被請求国に任されておるというように規定した、そういう趣旨でござい

ます。○高沢委員 そういいます御説明のような、いろいろな要素のまじりあったような状況を判断するといふような場合、被請求国、つまり、これは日本なら日本でそういうようなケースを判断するといふ場合、これは当然法務大臣の責任で判断され

るというふうなことになるかと思うのですが、そういうような場合に、やはり何か個人の判断、まあ法務大臣の判断必ずしも個人ではないと思

いますけれど、法務省という一つの組織を挙げての判断ということになるかと思ひますが、私は、事柄が非常にデリケートな事柄であるとい

ふようなことからすれば、たとえばはしかるべき法律学者とか、しかるべき大学の教授であるとかとい

うような人も加えた、そういうふうな判断を求め、意見を求める審議会というふうなものがあつて、そういうところの意見も求めながら判断をするといふようなやり方があつた方がいんじやないのかという感じがするわけです。いま言った

え方が出てまいりました背景には、大きく言つて二つあると思うわけでござい

ます。これは政治犯罪人不引き渡しの問題を歴史的にたどつてみますと、そういうことが言えると思ひますのでござい

ます。一つは、一つの大きい柱と申しますのは、その犯罪人あるいは被疑者の人権の保護といったような観点

であると思ひます。すなわち、仮にその人間を引渡した場合には、請求国の方で政治的な背景で不当な裁判をするのではな

いからうかというふうな疑いがあるとか、あるいは、そもそも政治的な価値観といふものは国によつて異な

りますから、異なつた価値観で判断されて犯罪人とされて人間を引渡すことが妥当かどうかといふことを考

へると思ひます。それからもう一つは、犯罪人とされておる者を引渡すことによりまして、その引き渡す方の国家が、外交上と申しますか、国益上の損失をこう

むるおそれがあるといふことでござい

ます。引き渡すといふことが相手国の内政に介入すると思ひますが、関与するといふことにもなりま

す。それから、特に政体の変更、転覆等を目的とした政治犯罪といふ場合には、きのうまで専制君主の支配しておつた国が共和国になるというふう

なことが往々にして起こるわけでございまして、そうなる、革命後の国との国交関係といふこと

まで考えた判断といふことが当然必要になつてくるわけでござい

ます。ですから、簡単な言葉で申しますと、そういう人権的な判断と外交上の判断という二つの柱を立てまして、先ほど申し上げましたような諸般の考

慮すべき点を慎重に検討する。この結果、わが国の場合でございまして、法務大臣が判断をされるというところでござい

ますので、いま先生の御指摘のような審議会にかけ

て判断するといふことには必ずしもなじまない問題ではないかといふ

一応考えられると思ひます。○高沢委員 この点は、私としてはそういう判断をする場合に、もちろん人権的な側面、それから

外交的な判断といふふうな両面があるといふことはよくわかりま

すが、その両面を含めて、この場合を引き渡す、それに応ずるの

がいいのか、これを引渡した場合には、その判断がより間違ひのない判断になるために、

そういうふうな一つの機関を持つて判断をされるという方がいんじやないか、こう考えま

すが、これはちよつと見解の行き違ひといふ形になつてお

ります。それで、なお話を進めまして、私、一つの実例を挙げて

またこの政治犯罪といふことについてお尋ねをしたいと思います。

これはかつて日本で実際にあつた事件ですが、尹秀吉君とい

う韓国人の青年が、これが日本で勉強したい、こ

ういうふうな目的を持って密入国をしてきた。ところが、昭和三十

七年に密入国の容疑で東京入管事務所

に収容された。そして強制退去で韓国へ送還される

といふふうなことになる。これに對して本人が、韓国へ送還を

されることになつてきた。この本人の東京に

いるときの言動の中で、韓国の政府を批判したやうな言動もあつたとい

ふやうなことから、送還をされると向こうにおいてどうい

う迫害を受けるかわからぬといふやうなことで、その送還の処分

の取り消しを裁判所に求めるといふやうなことになる。そこで、東京地裁でこの裁判が行

われた。原告あるいは弁護人は、政治犯の不引き渡しの原則とい

ふものは、これは一般国際慣習法として確立されてい

るものであるから、本人の異議を認めて韓国へ送還することはやめるべき

であるといふやうな主張を展開して、そして地裁ではそれが認め

られる判断になつた。ところが、それに対して国が控訴さ

れて、東京高裁において、今度は、政治犯不引き渡しの原則は一般国際慣習法として確立して

いない、こ

ういうやうな判断になつた。地裁の判断が覆された。さらに事柄は最高裁までい

つて、最高裁は高裁と同じやうな判断をされた。こ

ういうやうなケースが現実にあつたわけ

です。このケースについて私、考えるわけでありま

すが、いま村田さんも説明されましたやうに、この犯人不引き渡し原則の前提としての人権とい

ふ側面、これは非常に重要な側面じやないか、こ

う考えるわけで、いまの尹秀吉君の場合に

も、この側面がもちろん中心になつて判断されなければならぬのじやないか、こ

ういうふうなことを考えるわけですが、人権擁護とい

ふやうなことを主体に判断すべきだといふことにな

れば、東京地裁の判断と、それから高裁、最高裁の判断、全く逆で

すが、裁判の上級、下級では、それは最高裁や高裁の方が上級裁判で

すけれども、違つた判断が出た場合に、むしろこのケースとして

は地裁の判断の方が妥当な判断じやないのかといふ

に、私、考えるわけですが、これについてひとつ御見解をお聞

きたい、こ

う思ひます。○村田政府委員 最高裁の判決がすでに出てお

ります。ケースにつきまして、それがいいとか悪いとかとい

ふことを申し上げるのはいかかと思ひますが、た

だ、いま先生のおっしゃいましたことについて二

点だけ、コメントをお許しただけでござい

ます。この裁判で争われました点に關連して一つ申し上げ

たいのは、政治犯罪人といふ概念の問題でござい

まして、この尹秀吉氏自体は政治犯罪人といふ概念に

は当たらない方であるといふことは言えるのだらうと思

ひます。すなわち、政治犯罪人である国において犯罪を

犯して、有罪判決を受けている場合もあれば、起訴さ

れておるとかあるいは捜査の対象になつておるとい

ふやうなことがございまして、そうしてその国から、わ

が国ならわが国へ引き渡しの請求がある、条約に基づ

く場合もあればそれ以外の手続の場合もござい

ますけれども、そういう対象になる人が政治犯罪人

でございまして、この人はその意味で政治犯罪人

には当たらないといふ点が一つでござい

ます。それから、そもそも政治犯罪人の不引き渡し

国際慣習法であるかどうかということがこの裁判で争われたわけでございますけれども、政府の立場、また本件条約を国会に御提出して現在御説明申し上げております私どもの立場といたしましては、東京高裁あるいは最高裁と同じ考え方になっておりまして、政治犯罪人の不引き渡しはいまだに国際慣習法ではないという立場に立っておりますわけでございます。

○高沢委員 私、そこで世界人権宣言というものに触れたいと思うわけです。世界人権宣言では、第三条で、これはもう御承知かと思いますが、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」それから第五条では、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。」それから第十四条では、「すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。」この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。こういうたし書きがありますが、

ともかくいま私の申し上げたような世界人権宣言の立場。そしてまた、その世界人権宣言の立場を、さらに今度は各国に対して法的な拘束力を持たせるといふ世界人権規約も、これはすでに国際的には効力を持って、そしてわが国の国会としてはこれを批准すべきだということで、恐らくこの国会中に政府側から提出される、こういうふうなわれわれは考えておりますが、そういうところまで現在来ておるといふふうに考えるならば、この政治犯不引き渡し原則は、これは国際慣習法としてもすでに確立をされているものだという判断に立つべきじゃないのか、こういうふうにかけるわけですが、いかがでしょうか。

○村田政府委員 まず、世界人権宣言にお触れになりましたが、特にこの不引き渡しとの関連の大きいのは第十四条が特に関係が深いのかと思えますが、いずれにいたしましても、人権宣言自体は条約ではございませんので、それが法的な拘束力

を持つというものではないということを申し上げたいと思います。政治犯罪人を引き渡さないということと二国間で約束いたします場合には、犯罪人を引き渡す義務は本来主権国家としてはございまして、この条約によりまして一定の手続、要件に従って犯罪人を引き渡すという約束するわけでございます。そこで、政治犯罪人を引き渡さないという規定が本件日米条約にも入っておりますわけでございますが、これはそういう犯人を引き渡さないという両当事国の意思の表明であるというふうに解すべきものであるというのが私どもの立場でございます。

逆の言葉で申しますと、仮に政治犯を引き渡すということと二国間の条約で約束するケースがございましてならば、これは国際法違反であるというふうな規範意識と申しますか、そういうものがまだ国際社会にできていないかというところ、現状認識ではないかと思つてございまして、すなわち、政治犯を引き渡さないというところが慣行として非常に広行き渡つておる、あるいは確立しておるという言葉を使つてもいいかもしれませんが、それはある国が政治犯を引き渡さないという決定を下した場合には、その相手国の方がその決定に従う、それを非友好的な行為とみなさないとか、いわばその被請求国の決定を受容するという意味を持つ以上のものはないというふうにかけるわけでありまして、そのような規定が個人に対して権利を与えるというふうなものではないというふうに思われるわけでございまして、もしも政治犯罪人を引き渡しが国際慣習法であるということになれば、それはそれによつて国際社会全体あるいは国際社会を構成しております国、あるいはさらに人権の場合には個人という問題が生じてくるわけでございまして、人々といふもの、あるいはその利益を守る共通の法益があるというふうな価値意識と申しますか、それが国際社会にすでに確立しているということが言えなければならぬと思うわけでございまして、政

治犯罪人に関しましては、まだ国際社会の法意識といふものはそこまでいっておらないというのが私どもの認識でございます。

○高沢委員 いま法律的に非常に専門的なお立場で説明がありまして、私のような素人はそれに対してこうだということを申し上げるものはないのですね。しかし、さっき言われた政治犯不引き渡しの第一の、なぜかと言へばそれは人権の考慮であるということを言われた。私は、これは非常に重要な、まさにそのとおりだと思つておりますが、そういう人権上の考慮ということが世界人権宣言、これは宣言だから拘束力はないとはいへども、世界人権宣言で明らかにされて、そして今度はその同じ趣旨が拘束力のある国際人権規約として締結、日本はもう参加しているわけですから、あとはこの国会の批准ですが、というふうな、こ

こまで来ておつて、しかし、なおかついまのお答えでは政治犯を仮に引き渡しても、それはそれによつて損われる法益はない、こういう言い方をされるのは大変矛盾ではないのか。世界各国に共通する、世界の各国に共通する法益として人権の擁護、これは重大な法益であつて、それを守るために政治犯不引き渡しは国際慣習法として当然その確立されるべきだ、こういう立場を、私なんか

そういうふうにかけるわけですが、日本政府としてもいまや国際人権規約に参加しようという立場では当然その立場をとるべきではないか、私はこういうふうにかへますけれども、どうでしょうか。

○村田政府委員 私が先ほど申し上げましたことは、この政治犯不引き渡しという原則がまだ国際慣習法と言つて至っていないという点のみを実は御説明したわけでございまして、その理由は、繰返しになりますが、詳細は申し上げませんが、仮に慣習法であるということになれば、それはたとへば義務であるということになるわけでありまして、国と国との間の義務としてこの政治犯の不引き渡しといふものを考えることは非常に困難ではないかと思つてございまして、仮定の

話といたしまして、米國がわが國に政治犯罪人の引き渡しを請求してきた、わが國がそれを引き渡したというときに、わが國がアメリカに対して義務違反を犯したといふのは非常にこつぱいと思つて、つまり日米間の義務違反といふ問題には、そもそも得ない性質のものでございまして、したがつて、仮にこれが国際慣習法であるという立場に立つ以上は、それは個人の人権との絡みで、そういう観点から国際的な共通の法益として世界のすべての國から認識されるという状況に達しているという場合であらうかと思つて、その点は先ほど申し上げましたように、まだそこまでは言い切れないのが世界の現状ではなからうか、こう思つてございまして、しかしながら、現実には各國の慣行、国内法制、それから締結しております条約を見ますと、政治犯人を引き渡さないという慣行は確立していると言つても間違いないと思つて、その基礎にありまして考慮の非常に大きいものの一つは、人権を尊重しようということであることは疑いを入れないところでございまして、そういう意味で、今後各國が人権尊重という立場からこの問題を判断していく、その点は疑いがないというふうにかへるところでござい

ます。

○高沢委員 それじゃもう少し具体論に進めまして、先ほどの尹秀吉君のケースですね、これは日本の国内において密入国者として発見されて、そして入国管理のそれに反したということであれば取り扱ひであつたわけですが、これは一つの仮定の問題ですが、この尹秀吉君が仮に韓国から引き渡しを求められたというふうなケースであつた場合には、これは日本の逃亡犯罪人引渡法の中で、政治犯は引き渡さないという非常に明確な規定があるわけですから、もし求められたものであつたらそれはノーと言ひ、こういうふうなケースに当然当たるといふところかと思つて、いかがでしょうか。

○數田説明員 仮に先生仰せの尹秀吉事件が政治犯罪であると認定されました場合には、仰せのと

おり、日本国の引渡法に基づきましては引き渡しをしないということになるかと思ひます。

○高沢委員 政治犯罪ということが明らかである場合は引き渡しはしないという点ははっきりわかりました。

ただ、私がいまここで大要心配もして、したがってしつこくお聞きするのは、特に在日朝鮮人、在日韓国人の關係が、この場合には入国管理令の關係でいろいろかかるケースが非常に多い、こういうことなんでありまして、そこで、たとえば大村収容所へ入れられる、そして送還されるというふうなケース、しかし、送還されれば、その人の日本においていろいろやつた言動との關係で、韓国の政府からすれば、これは反政府分子という立場でひどい目に遭うということは当然想定されるというふうなケースということが、日本の場合には特別に多いということ、そこでいまのことに関係するわけですね。そういう入国管理令の運用、これは犯罪人引き渡しとは全部別なことだということなんです、しかし、実際は政治犯というものに非常に深く重なってきいておる、関連してきておる、こういうふうなケースになることが非常に多いわけですが、そういう場合に入管の運用の中で、内容的には政治犯を引き渡すことになるような、そういう運用というものがやはりあつてはならぬ、こういうふうには私は考えるわけですね。そういうことから、万々一にも間違ひのないような運用をぜひやってみてほしい、こう考えるわけですね。

そこで、それとの關係で一つお尋ねをいたします。これも実際にあつたケースで、金東希事件、これは韓国読みするとキムドンギというのですかね、この人は韓国の軍隊に入つていて、その当時ベトナムの戦争が行われておりました、韓国は南ベトナムへ軍隊を派遣をしていたわけですが、この金東希という人が韓国の軍隊に入つて、そしていよいよベトナムへ派遣されるといふ事態が迫ってきたときに、ベトナムへ行くのはいやだ、こういうふうなことで脱走して、そして日本へ密入国

をしてきた。こういう事件が、これは昭和四十年のことですけれども、あつた。それが密入国ということではやはりつかまへられて、韓国へ強制送還ということになった。このときに本人は、送り返されたら、脱走兵、ベトナム戦争はいやだということでは逃げたわけですから、これは当然やられるというふうなことで、何とか亡命を認めてもらいたいという亡命の嘆願をした。これは結局結論としては、朝鮮民主主義人民共和国、つまり北の方の朝鮮の方へ本人の希望によつて帰ることになつたというの、実際の処分の最終的な形であつたわけですが、こういうケース、これはまさに、日本の当局の扱いとしては入国管理令の違反であるという扱いになる、しかし扱われている本人の立場はまさに政治犯的な立場であるというふうな、一番典型的なケースじゃないかと私は思うのです、が、こういう場合には、政治犯不引き渡しという立場を当然とられるべきではないか、こういうふうにして、私、思うわけですが、いかがでしょうか。

○藤岡説明員 お答えをいたします。お尋ねの金東希という人物の事件、さような場合の取り扱いには、まさしく金東希事件の際に法務省の取り計らいがありましたように、いわゆる迫害の待っている国には送還をしないという方針を現在行つておりますし、今後とも貫いていく所存でございます。

これでするしゅうございましょうか。

○高沢委員 それじゃ私、ちょっとだめ押しみたいになつて少しいつことを重ねて私の口から言え、そういう入国管理令というふうなケースのことであつても、その本人を相手の国へ送り返せば、そこで迫害が明らかに待っているという場合には送り返すことはしない方針であるというふうには理解してよろしいですね。私もその言葉を聞いて大変安心をいたしました。ぜひそういうふうな運用をやつていただきたい、こう考えるわけでありまして、それから、このことに関係してもう一つお尋ねしたいのは、日本にいる外国の大使なり公使なりというふうなその公邸、公館、つまり在日のそ

ういふ外国の外交官の施設ですね、そういうところへたまに政治亡命を求めた人が逃げ込んで保護を求めるといふようなケースがありますね。

このことでは私思ひ出すのは、これはかなり前の事件ですが、在日ソ連大使館のラストポロフという二等書記官が亡命を求めて、そしてこれは、アメリカ大使館ではなくて、日本にアツたアメリカの特務情報機関ですね、まあCIAであるのかどうか、そういうふうな機関に逃げ込んで、そしてその機関はアメリカの軍用機にラストポロフを乗せてアメリカへ連れていったということでもって、言うならば、結果としては本人の希望した亡命は成り立つたというふうな形になつたわけですが、こういうケースで見られるように、日本にアツる外国のそういう外交官の施設、これは政治亡命を求めた人、政治的な迫害を逃れようとする人を庇護する、そういう権限があるんだ、こういうふうな見方をできるものかどうか。私の結論を先に言えば、そういう権限は認められるべきであるというのが私の考えですが、このことについての御判断をお聞きしたいと思ひます。

○村田政府委員 先生の御質問の趣旨をあるいは正確に理解しておらない答弁かとも思ひますが、まず外交的庇護についてのわが国の考え方というのを申し上げたいと思ひます。一般国際法上、いわゆる外交的庇護権というものは承認されておらないわけでございます。一部の国におきましては、条約でもって外交的な庇護権を認め合つておるといふ例はございます。ラオス等でございますが、しかしながら、わが国は、わが国に存在いたします外国公館にこのような庇護権を認めおらない、また外国にございましてわが国の大使館もそのような庇護権を要求はしない、これが日本政府の政策でございます。

人間、それがわが国にあるある国の大使館に駆け込みまして日本の法の適用から逃れようとする、そういう問題の場合に生じてくるわけでございます、これはわが国としては認めておりませんので、そういう人間は引き渡しというものをその大使館に対して要求するということになるわけでございます。もちろん、唯一の制約として、大使館そのものは国際法上不可侵権を持つておりますから、わが国が館長の承諾なしに立ち入つて捜査する、逮捕するといふことはできない、これはそうでございますけれども、庇護権自体は認めておらない、こういうことでございます。

それからもう一つ、理論的に申しますと、仮定の問題といつたしましては、アメリカにおきまして、たとえば政治犯罪とみなされる犯罪を犯して日本に逃げた人間が、日本にありまして第三国の大使館に駆け込んだ、こういうふうなケースも考えられるわけでございますけれども、わが国とアメリカの關係におきましては、この現在御審議をいたしております条約に従う手続、要件によつてその犯罪人を引き渡す。仮にそれが政治犯罪人であるかどうかというときは、日本国の主権的な判断として引き渡さないということにはなりませんけれども、いすれにしても、そのよう人間を東京にありまして外国の大使館が庇護するといふことはわが国としては認められない、こういう立場でございます。

○高沢委員 私は、人権擁護という、繰返し申し上げておる立場からすれば、そういうものも認めるべきだと考えますけれども、これはそれでは見解の違ひということになるかと思ひます。いまのことに関係いたしまして、そういう政治犯罪者に対する保護をより確実なものにするために、仮に名前をつければ政治亡命者保護法というふうな法律を、日本の国内法としてもあつていいんじゃないのか。これはもう具体的にはいろいろなケースはあろうかと思ひますが、ともかく、どこかの国から迫害をされるという危険を感じて日本へやつてきて、そして日本において保護を求め

て、この日本に在る限りは安全だという状態で、ひとつそういう安全な場所を求めたいというふうなことが起きてくる可能性というものは、いふぶんあるかと思ふのですが、そういうふうな場合に、そういう人が保護されるという確実な保障をつくるためにも、政治亡命者保護法という法律を制定すべきではないかと思ふますが、これは政府の側において、そういう法律案を国会へ提出しようというふうなお考えはあるのかどうか。ぜひあるというお答えをいただきたいと思ふのですが、お考えを聞きたいと思ふます。

○藤岡説明員 亡命者の保護のための国内立法をすべきではないか、こういう御趣旨と承りました。一口に保護と申ししても、いかなる場合をどのような保護を与えるのか、いろいろな場合を考へなければならぬと存じます。私ども法務省、ことに入国管理行政をやっております当局といたしましては、入国管理局の取り扱ひ範圍の事柄に關しましては、特にいふゆる亡命者保護立法をいたさなくとも、現行の入国管理令の運用によつて賄ふことができる、かように考へております。

○高沢委員 私、現行の入国管理令の運用でできるといふお答えでしたが、そういうふうな運用をやつただけは大変いいと思ふますが、それをさらに確實に法律の裏づけをつくるためにそういうものがあつた方がいいんじゃないか、こういう質問をしたのですが、何かその種の政治亡命者を保護するというふうな法律を国内法として持っている国は、世界でどんなような国があるのか、それがわかりましたら教えていただきたいと思ふます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○藤岡説明員 世界に百数十カ国、国がございいますが、いまお尋ねのようないふゆる亡命者を保護するための特別の国内法制を有しております国は、大体十カ国前後だと承知しております。

○高沢委員 どんな国でしょうか。

○藤岡説明員 挙げますと、最も整備いたしてお

りますのは、西ドイツすなわちドイツ連邦共和国、それからオーストリア、それからスウェーデン、大体この三カ国が整備をいたしております。なお、アメリカあるいはスイスなどにも、その国のいふゆる出入国管理法の中に亡命者の入国等について言及する規定を持つておるものはございすけれども、それらの国の関係の規定は、いふゆる亡命者であるからという理由で特別の恩典を認める趣旨の規定は含まれてございせん。以上でございす。

○高沢委員 大体、世界の各国の現状はわかりました。重ねて、日本としても、いま一番進んでいると言われる西ドイツなりオーストリアあるいはスウェーデンというところへ、ひとつそういう線まで行くような保護立法をお考えいただきたいというのを要望申し上げておきたいと思ふます。

次へ進みますと、自国民は引き渡さない、こういう第五條の關係であります。この場合も、「ただし、被請求国は、その裁量により自国民を引き渡すことができる。」と、こういうふうになつておりますが、この「裁量により」というこの場合、どういうケースで裁量をされるのか、また、その場合の裁量の判断を出す物差し、基準のようなものはあるのか、それをお尋ねしたいと思ふます。

○村田政府委員 自国民をいかなる場合に引き渡すかというこの判断は、いろいろな問題をやばりこれは総合判断して決めなければいけないと思ふますが、たとえば、その自国民についてわが国の法制上処罰可能であるかどうか、わが国も国外犯の規定もあるわけですから、日本自身の手によつて処罰するといふことが可能な場合には、そういう手段をとるべきではないかといふことと、それからその事案の内容、重大性、あるいは米國における処罰がどういふふうになるかといふことに関する判断、そういう点を事案ごとに個別に検討いたしまして結論を出すということ

でございす。

○高沢委員 この條約に伴う交換公文、この關係で少しお尋ねをしたいと思ふます。この交換公文のことでは、午前中に中川委員からも御質問がございましたが、交換公文も含めて國會承認の対象にされたその理由というものをもう一度お聞きしたいと思ふます。

○村田政府委員 交換公文をごらんいただきますと、二つの事項が書いてございす。

第一項についてごく簡単に御説明いたしますと、これはアメリカの事情を特に考慮した規定でございまして、アメリカの制度によりまして、アメリカの検事は日本國の利益を代表するといふ、そういう資格で米國の中で行動する、この引き渡しに關連してございす。その引渡し制度になつておるので、そのことを何らかの付屬文書で明らかにしてもらいたいという希望がございまして、十四條との關連でこの規定を置いたわけでございます。また、それに対応してわが國についての規定も置いてございす。この内容自体は、行政權の範圍内で取り決めるものでございすので、第一項は國會承認事項でない問題であるといふふうには私どもは考へてございす。したがうして、この交換公文の第二項がございすので、私も私どもとしてはこれを國會に提出したわけでございますが、その理由に關しまして申し上げますと、犯罪人引き渡し一般について律するものがこの條約でございす。日米安保條約によつてわが國に駐留いたします米軍の地位を律する地位協定というものは、この犯罪人引き渡し條約とは本来は異なつた法益のために設けられておる條約でございす。しかしながら、逃亡犯罪人を引き渡すといふことによりまして司法正義を実現するといふ見地から申しますと、兩者に共通の法益があるといふふうに見られるわけでございます。

実は現在もすでにわが國との間には明治十九年の犯罪人引渡條約が有効であるわけでございます。従来日米地位協定に該當するケースについては地位協定によるということになつておつたわけ

でございす。が、今回新條約を締結するに当たりましては、いふゆる国外犯の規定というものが新たに設けられましたので、犯罪人引渡し條約によるのか、あるいは地位協定によるのか競合するケースが具體的に出てきたわけでございます。それと、地位協定というものが現在有効な條約でございすので、いわば時間的にいまして後法とも言うべきこの新條約との關係がどうなるのかといふ点についても疑問が生ずるのではないかと、したがうしてその關係を明らかにするといふためにこの交換公文の規定を置いたといふこととでございす。したがうして現在も地位協定によつて律せられておるものを引き続き地位協定によつて律するといふのがこの交換公文の趣旨でございまして、これによつて新たに地位協定の方を優先させるといふようなことは決してございせん。

○高沢委員 國會の承認事項にした理由といふのはいまの御説明でわかりました。

それで、地位協定の關係について少しこの機會にお尋ねをしたいと思ふます。昭和二十七年に對日平和條約が發効して、それ以來アメリカの駐留軍の軍人や軍屬の關係に起つた犯罪あるいは事故といふようなものはどのくらいの件数になつてゐるのか。それから、その犯罪なり事故の關係で日本の國民の死傷者がどういふふうな數で出てゐるのか、それからその犯罪なり事故の公務中であつたものと公務外であつたものといふような区分けはどうなるのか、そういう状況をまず御説明をお願いしたいと思ふます。

○數田説明員 御説明申し上げます。

講和條約發効以來と申しますと手元に全資料がないわけでございますが、最近の過去五カ年に限りまして詳しく御説明申し上げます。

檢察庁が受理しました人員が昭和四十八年に二千七百九十九名、四十九年に二千三百二十二名、五十年に二千二百六十七名、五十一年に二千九十一名、五十二年には二千二百六十六名、このようになっております。これらの犯罪によりまして不幸にして日本人に死傷の結果の及びましたものにつ

ましては、昭和五十年が五十九名でございまして、うち死亡が二名、昭和五十一年には四十四名でございまして、死亡がなし、五十二年には四十二名でありまして、うち死亡三名、このようになつております。これらの犯罪のうちお尋ねのように、公務中のものがどのくらい含まれているかどうかという点でございますが、現時点におきまして判明しているところによりまして、昭和五十年につきましては百四十三名、五十一年につきましては百三十八名、五十二年につきましては百五十一名、このようになつております。

○高沢委員 私の手に、これは三月二十九日付の毎日新聞であります。そういふ米軍の関係の犯罪なり事故の数字が出ておりますが、この数字はいま御説明されたのと少し違うような感じがいたしますが、この毎日新聞に出ていた数字は必ずしも正確ではない、こういうことでしょうか。

○数田説明員 私も、先生仰せのその新聞は見たわけですが、これは多分防衛施設庁の作成に係るものではないかと思われまして、その内容につきましては現在所管庁に、どのような性格のものであるのかという点について私も聞いて合せて申上げます。私も先ほど申し上げました犯罪のものとは関係ございません。

○高沢委員 わかりました。つまり事故というケースと犯罪というケースで、いまあなたのおっしゃったのは犯罪というケースのそれならわかりました。

そこで、米軍の軍人なりあるいは軍属が公務中に犯した犯罪、これについてはその一次裁判権はアメリカにある、地位協定の十七条でこういふうになつておられることとあります。そこでいままでこの地位協定の規定によつて、公務中のアメリカの軍人、軍属の犯罪に対してアメリカ側が実際に裁判権を行使したケースがどのくらいあるのか、その行使した結果どういふうな結論になつて、どういふ処分が行われたか、そういう状況についてお尋ねをしたいと思います。

○数田説明員 米軍に第一次裁判権があるものに

つきましてどのような裁判結果が行われたということにつきましては日本側に通知があるわけでございますが、そのような通知につきましては必ずしも十分な資料を持っておりません。またそれ以外に懲戒処分も行われているものと思われまして、それにつきましても十分に把握はいたしておりませんが、今後につきましてはこれを十分把握できるようにするための措置を講じております。

○高沢委員 一次裁判権を持つてはアメリカ側が裁判をしたかどうか十分把握していない、こういうお答えであつたわけですが、先般の参議院の予算委員会でもこのことの質問があつて、それに対して、いままで実際に裁判をやつたケースは一つもないというふうなお答えがあつたというふうな、これは新聞の記事で承知しているわけですが、いま私が、もしそうであるとすれば、一次裁判権を持つてはアメリカ側がその裁判権を行使しないといふことは、そうすれば当然今度は日本側がその裁判権を行使するといふようなことにならなければいかぬではないかという感じがするのですが、この点はいかがでしょうか。

○数田説明員 アメリカの行います裁判権の行使の中には軍事裁判を行います。それから懲戒処分とが含まれておりますので、懲戒処分につきましてもどのような措置をとつておられるかについては承知をいたしてないこととでございます。

○高沢委員 懲戒処分のケースと軍事裁判にかけると二つあつて、懲戒処分の方はどうなつたか承知いたしてないといふお答えになつたのですが、ではその軍事裁判の方はどうなつたのかお聞きしたいと思います。軍事裁判の方もなし。

そういういたしますと、ごく最近のケースとして昨年の九月二十七日横浜に厚木の基地を飛び立った米軍の飛行機が落ちましたね。そしてそこで非常に悲惨な被害があつて、九人の死傷者が出ています。これはその後アメリカ軍が墜落した飛行機のエンジンを向こうへ持つていった、本国へ持つていったということで大変問題になつて、し

かしその後またエンジンは日本の方に持ち帰つてきたというふうないろいろないきさつがありましたが、いま明らかになつておられるところでは、そのエンジンの組み立ての過程にミスがあつた、こういうようなことが明らかになつたということですが、そうであるといふと、そのエンジンの組み立てのミスに關係する、だれだれといふ具体的な責任者の名前というものは当然明らかになるだろうと思ふのですが、公務中の事故であるといふことであるといふことは当然アメリカ側はこれに対する裁判権を行使すべきである、こういうふうなことを考へて、昨年の九月二十七日のこの事件についてアメリカが裁判をやるのかどうか、そういう動きについては法務省はどういうふうなキャッチされておりますか。

○数田説明員 日本側におきましては、現在、警察及び横浜地検におきまして鋭意捜査中でございます。また日本側の結論は出ていない段階でございます。アメリカにつきましては、その結論が出ました段階で、その後どのような手続にいたすかということが決まるのであろう、このように考へております。

○高沢委員 いままでもそういうふうなケースがあつて、その犯人がどうなつたかと言つと、何かその後アメリカ本国へ帰つてしまつた、そしてどうなつたかといふわけがわからぬというふうなケースがほとんどじゃなかったか、こう思ふわけですが、そうであるといふと、今後そういうことがあつてはならぬわけでありまして、少なくとも昨年九月の横浜の事件についてはアメリカ側にきちつとしたけじめをつけさせる。もしその点がいままでのように行われぬといふようなことであれば、その責任者、犯人をこれこそ日本側に引き渡しを求め、いま審議している引渡し条約によつて引き渡しを求めて、そして日本においてこれに対する正当な裁判の処置がとられるべきである、こういうふうな思ふわけですが、もしアメリカ側でこの裁判をしないような事態においてはそれを要求する、こういう日本政府としてのお立場が

当然あるべきだと思ふますが、どうでしょうか。

○数田説明員 アメリカ側が第一次裁判権を行使することがないといふような場合でございまして、理論的には日本側に第二次裁判権が生ずるわけでございますが、それはもちろん事案の内容によりまして、その後どのようになるかということとは個々具体的な事件の証拠によるものとなります。

○高沢委員 事件はあの被害の結果を見ればきわめて明らかであります。そして先ほど私がロッキードのことと引き渡しを求めたらどうだと申し上げたときは、日本のいま行われているロッキード裁判の自律性を守るためにといふふうな言い方もされたわけですが、そうであるといふと、日本の裁判の自律性を守るためには、一次裁判権を持つてはいる者がやらぬとなれば二次裁判権を行使するといふために引き渡しを要求するといふことは当然やるべきではないか、こう思ふのです。

よ。日本側も当然の事件について司法当局がいろいろな取り調べはされて必要なデータも材料も持つておられると思ふますが、そういう前提の上に立つて、アメリカがやらぬときはこちらが引き渡しを要求する、そして日本の裁判にかけ、このことはあなたにはつきり答へるべきだと思ふのですが、どうですか。

○数田説明員 それは先ほど申し上げましたように、ただいま行われております警察及び検察の捜査の結果を待つた上で判断すべき事項であらう、このように考へるわけでございます。

○高沢委員 それでは、警察や検察が捜査をされて、これはもし日本人の犯罪であれば当然起訴すべき案件であるといふ結論になつたときは引き渡しを要求する、こういうことですか、お尋ねします。

○数田説明員 それはその段階に立ち至りまして判断すべき事項であらうと思ふので……

○高沢委員 このぐらゐのことは常識であつて、これは当然一次裁判権をやるべき者がしなければ二次裁判権でやります、そのために引き渡しを要

求します、これはもう当然あるべき答えだと私は思うのです。ですから、あなたがその答弁席へ立って自分の口で言うことがむずかしいとすれば、私がそうですね、こう言うから、あなたはうんと言えはいいのです。ひとつうなずいたらどうですか。そういうことでしょうか。——わかりました、いまちょっと下を向いてくつとされましてからね。私はそうならなければいけぬ、こう思うのです。

それで、最後に、地位協定との引渡し条約との関係でもう一つお尋ねしたいのですが、よくあるケースですが、日本に駐留しているアメリカ軍の関係者が、たとえいまはもうベトナム戦争は終わりましたけれども、ああいうケースの場合に、おれはベトナム戦争反対だという立場でアメリカ軍の将兵が脱走するというようなケースがあった、そしてその脱走をした人を今度はアメリカの当局がつかまえて追及する。日本の司法当局に対して、つかまえて引き渡してくれというようなことになってくる。これは地位協定ではつかまえて引き渡し、協力しますという事になっておきますね。ところが、そのアメリカの政策に反対して逃走したというこのケースで見れば、これはやはり政治犯だと思ふのです。そうすると、政治犯は引き渡さない、この原則が一方にある。地位協定からすれば引き渡しに協力する。しかし、日本の国内の法律である逃亡犯罪人引渡法あるいは日米の犯罪人引渡し条約、この趣旨からすれば政治犯は引き渡さない、こういう矛盾したケースになってくるのですが、こういうケースにはどちらを優先されるということになるのか。このことを、今度のこの条約に交換公文が国会の承認案件についているのは地位協定の関係だとさっきおっしゃったものですか、そういう関係でもってお尋ねをしたいと思うのです。

○村田政府委員 一般に日本の国の外におきまして米国の軍隊から脱走いたしました、日本に入ってくるという米国の軍人についての御質問という

ふうに考えるわけでございます。地位協定的一条(a)に「合衆国軍隊の構成員」という定義がございますけれども、これはもちろん日本に配備された軍隊の構成員のみならず、米本土等から日本に配備された米軍との連絡の任務で来るというふうな者も、その者が米軍人であれば日本の領域にある間は合衆国軍隊の構成員というものに該当するわけでございます。ただし、そのような場合には、地位協定の定めによりまして、第九条三項の規定がございまして、身分証明書のほかに個別的あるいは集団的な旅行命令書を携帯しておることが要件になっております。そこで、仮にベトナム等の軍隊から脱走して日本に入国してくるという人間を想定いたしますと、いまの第九条三項に定めましますところの旅行命令書というものは持っていないというふうな考えられるわけでございまして。したがって、その者の入国は合衆国軍隊の構成員としての入国ではなくて、一アメリカ人としての入国というふうな考えられるわけでございまして。ですから、その限りにおきましてはこの地位協定上の合衆国軍隊の構成員ではない。したがって、地位協定の十七条五項による引き渡しという事とはならないことになります。

そこで、それからその人間は別途その犯罪人引渡し条約との関係でどういうことになるかということでございますが、ベトナムにありまします米軍から脱走するということとは米国の軍法の違反であるということになるわけでございまして、その人間が犯しました犯罪がアメリカの軍法上どういうものであるか、そしてそれが、この条約ではいかなる要件がございませうけれども、たとえばわが国の法令上可罰性があるのかとか、それから、いま先生がおっしゃいましたそれを政治犯罪と認定すべきものであるかどうかというふうな点、それから証拠がどれだけあるかとか、あるいは逮捕状の要件が備わっているかというふうなことをそれぞれ判断いたしました、もしもそういう要件がすべてこの条約の定めを満たされておるといふ場合には、そのような脱走兵もこの条約に基づいて米

政府からの引き渡し請求に応じることになるわけでございまして。

○高沢委員 最後の御説明はちょっとおかしかったですね。

この条約に該当している場合は、アメリカの政府の政策に反対をして脱走したわけですから、そのうすれば政治犯であるから、したがってこの条約を適用されれば引き渡さない、こうなるわけでしょうか。そういうことじゃないのですか。

○村田政府委員 脱走兵の場合に、それが政治犯罪であるかどうかという点につきましては、もちろん脱走のときの個別の事情によって判断する必要があるわけでございまして。本来、こういった条約で想定しております政治犯罪という概念は、基本的にはある国の政治秩序、特に基本的な秩序を侵害するものがこれに当たると考えられておるわけでございまして。

そこで、軍隊から脱走するというだけのことではございまして、これはその国の基本的な秩序を侵害する行為というふうには考えられない、単なる軍の規律に違反した人間というふうなみられるわけでございまして。もちろん個別にいろいろな背景や本人の動機等も検討の必要もあるかと思ひますけれども、そもそもこの条約で想定しております政治犯罪という概念は、先ほど私が申し上げたことが基本的な考え方であり、またそれが国際通念であるというふうな思ひわけでございまして。

○高沢委員 もう一度やって、これで終わりますから……

政治犯罪の概念を、その国の政府を転覆すること、政治的秩序を破壊するとかいうようなことで定義づけられたわけですが、もちろんそれもあると思うのです。しかし、たとえばいま言ったアメリカのような場合には、宗教上の信念からこの戦争に反対なんだというふうなケースが非常に多いと私は承知しているわけです。こういう場合には別にアメリカのいまの政治体制をひっくり返そうという気持ちがあるわけじゃないが、しかしその宗教上の信念で、ベトナムへ行って戦争をやるの

は反対だという立場で、そしてその人がたまたま軍隊に入れられた場合に脱走するという事になれば、つかまれば軍法会議ですね。この軍法会議で明らかにそういう大変な被害を受けるというふうな場合には、私はこういうものも政治犯引き渡しの政治犯の枠の中で当然考えなければいけぬのではないかと思ふのです。軍隊から脱走したって、彼女に会いたくて脱走というケースもあるいはあるかもしれません、そういう単純脱走と違って、一つの宗教的な信念なりあるいはさらに政治的な信念で脱走ということになれば、これは政治犯という立場に立つて、その場合には地位協定があるにもかかわらず、しかし引渡し条約の方に当てはめて、そして引き渡さないという原則を適用すべきだ、こう思ふのですが、もう一度その点を答えてください。

○村田政府委員 本来政治犯罪という概念のほかに政治的な犯罪とも呼ぶべきカテゴリーがあると思うのでございまして。

たまたまいま先生が具体的に御指摘の場合がそのどれに当たるかということ、先ほど申しましたようにいろいろな要因を総合判断する必要があると思ひますけれども、世界全体の傾向から申しますと、政治的な目的を掲げてある国の法秩序を乱すというものはやはり処罰すべきであるという考え方が強まっております。一般的な傾向かと思うのでございまして。もちろんその人間の宗教的な物の考え方、人権擁護との関係というふうな点も個別の事案に關しましては検討すべき問題であると思ひますけれども、単に本人の政治思想に基づいて軍隊という集団が当然要求する規律に違反したという場合に、これをもってすなわち政治犯罪とみなして、したがって引き渡しは行わないというふうな結論づけることはできないと考える次第でございまして。

○高沢委員 私はそのお答えには大変不満であります。ただ、いまお答えの中で政治犯罪と政治的犯罪と、的もつけられましたが、私は、的つけて結構

なんです。的のついた場合といえども、こういう取り扱いを当然すべきだということを最後に私の意見として申し上げて、きょう、時間も参りましたので質問を終わりたいと思います。

○毛利委員委員長 中川君。

○中川(嘉)委員 ます冒頭に伺っておきたいと思ひますが、わが国政府としては、このような犯罪人引渡に関する条約を今後全世界に広げるつもりがあるかどうか、特に中国とかソ連等の社会主義国との間に条約締結の可能性があるのかどうか。将来とも日本人がたぐさん海外、各国に行くことが十分予想されるわけですから、わが国政府としては、いまだ条約が結ばれていないという国々に対して今後どのように対処するつもりか、この辺をまず伺いたいと思います。

○村田政府委員 現在のところは、いま有効でございましてこの日米犯罪人条約をまず改定することが最も必要であるということで、そのほかに特定の国と交渉をするという予定はございません。若干の国からはこの種の条約を結びたいという申し入れはございますけれども、その特定の国と近く交渉を始めるといふことは決めておらないわけでございます。

しからば、今後わが国としてはこういふ条約をつくっていく一般的な方針かという御質問に對しましては、そのとおりであるとお答えできると思ひます。すなわち、犯罪を抑圧するために、国際協力を進めることは非常に必要である、最近の交通機関の発達等によりましてますます必要になっておるといふのが私の認識でございます。したがって逐次条約締結の網を広げていくことにならうかと思ひます。

その際考へるべきことは、そもそもその相手国との間に人間の往来が非常にございまして、現実に犯罪人引き渡しの要請が出るかどうかということがまず第一点であらうかと思ひます。

それから、相手国のいろいろな制度が民主的でありあるいは人道的であり文化的である、また相手国の制度そのものが安定しておるといふことが

必要であらうと思ひます。すなわち、たとえば拷問を行うとか非常に残酷な刑罰を科するといふ国とはこの種の条約は結ぶべきではございせんし、また相手国が、常に政変があるとか場合には、相手国の法律がいつ変わるかわからないという不安もあるわけございまして、そういうことがない、わが国の憲法体制と似たような仕組みを持つておる国を頭に置いて考へるべきであらうと思ひます。

それから第三点は、特にアングロサクソン系統の国におきましては、条約がないと引き渡しができないうことになっております。したがって、たとえば西ドイツであるとかスイスであるとかいふ国々とは、わが国の逃亡犯罪人引渡法を適用する、先方も国内法を適用するといふことを個別にやるわけでございますけれども、アングロサクソン系統の国はそういう意味ではそういうことができない。したがって、その点も勘案して、今後この条約をつくるべき国を考へてまいる、こういうことにならうかと存じます。

○中川(嘉)委員 一般的な観点からの私の質問に對しての御答弁をいただいたわけですが、どうでしょうか、中国とかソ連等の社会主義国家との間に、果たして将来どういふふうな考へを持っておられるか。いま御答弁をいただいた範囲で理解し得ないわけではございせんが、もう一度この点だけお答えいただきたいと思ひます。

○村田政府委員 社会主義国と申しまして、それぞれ別の国でいろいろな制度が異なるので一概には言えないのでございまして、現実に犯罪人引渡し条約の締結状況を見てまいりますと、いわゆる西側諸国と申しますか、そういう国々と東ヨーロッパの社会主義国あるいは中国との間にこの種の条約は結ばれておらないわけございまして、これにはそれぞれ体制の相違というものが背景にあると判断するわけでございます。

○中川(嘉)委員 明治十九年に発効したこの現行の日米間の犯罪人引渡条約によつて日米双方に犯罪人の引き渡しが行われた件数は、先ほど高沢委

員からも御質問がありました。たしか米側から日本に對しては二件、日本側から米側に對して十件というふうな御答弁があつたように思ひますが、これらの犯罪の内容がどのようなものであつたか、先ほど資料が焼失をしてという御答弁もありましたけれども、おわかりになれば果たしてどういふ罪名のものがあつたのか、参考までにひとつ聞かしておいていただきたいと思ひます。

○敷田説明員 御答弁申し上げます。

資料の焼失に係る分は戦前の分でございます。戦後二件ありました件につきまして御説明いたしたいと思ひます。

双方とも罪名は殺人でございます。第一の日本人の引き渡しを受けた者が坂口一幸という者でございまして、これは、永住権を得てハワイに居住しておりました。この者が里帰りのために帰国した際、昭和四十七年十月に福岡県におきまして刺身包丁で中村という被害者を突き殺して殺害した。後また米側に逃走したという事例でございます。

第二の点でございますが、これは米国人でございますウィリアム・ローランド・マーチンと申す者でございまして、これは、昭和五十年の九月一日、これもまた偶然福岡でございまして、福岡におきまして同人の妻でございまして斎藤昭代という者から強く離婚を求められまして、それに逆上しましてゆかたのひもで同女の頸部を締めつけて殺害した、その後アメリカに立ち帰りましたところをこちらで引き渡しを受けたという事例でございます。

○中川(嘉)委員 この条約の用語上の問題で確認をしておきたいと思ひますが、この条約の中に「引渡し」といふ表現、それから「引き渡す」、さらに「引き渡される」、こういうふうないろいろな表現が使つてあります。それで「引渡し」といふ場合は「き」といふ文字が中に入つてない、しかしながら、「引き渡す」とかあるいは「引き渡される」の方は「き」が入つてゐるわけですね。このような使い分けをした理由はどこにあるのか。ちなみに現行条約においては全く漢字だけ

の「引渡し」、「引」という字と「渡」という漢字だけですね。全く「き」は使われていないというわけですね。今回の改定はやはり名詞と形容詞の違いからこのようになってきたのか、念のためにちょっと聞いておきたいと思ひます。

○村田政府委員 法律、あるいは条約もそうでございますが、動詞と動詞が結びついた動詞、この場合に「引く」と「渡す」でございますが、それぞれの動詞の送りがなによつて送る、したがって「引き」の「き」が入るということでございます。また活用語を含む複合名詞の場合には、誤読のおそれがない言葉に關しましては活用語の送りがなを省くといふことをルールといたしております。したがって、御指摘の用法はこの規則と申しますかルールに従つたものでございまして。

○中川(嘉)委員 この条約の説明書の一最後のところですが、三として「条約の実施のための国内措置」とありまして、「この条約とともに、逃亡犯罪人引渡法の改正法案を今国会に提出することが予定されている。このようにありますけれども、この条約によつてどのような国内法の改正を必要としておられるか、その主な内容と、それからこの最後のいま読み上げたように提出の時期といふことが、提出に対する予定等は果たしてどうなつてゐるか、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

○敷田説明員 御説明申し上げます。

まずこの条約に伴ひまして整備すべき国内法上の要件といふものがおよそ三つあるかと思ひます。大別いたしますと、第一に、この日米新条約におきましては、犯罪人が引き渡し請求に係る犯罪については第三国で無罪の判決を受けたときあるいは引き渡し請求が競合するときなどにおきましては、引き渡しを行うか否かといふことを被請求国の裁量にゆだねることになっております。このような場合を含めまして、一応条約上犯罪人の引き渡しを被請求国の裁量に任せられてゐる場合に、だれがこの裁量権を行使するのかという点につき

まして、日本国内法の整備を必要といたしますので、その場合法務大臣が裁量権を行使し得るというものを引渡法において明定する必要があるわけでございます。これが第一点でございます。

第二点といたしまして、日米新条約では、一方の締約国が他方から、その国の官憲が第三国から引き渡しを受けた犯罪人を、当該締約国の領域内を通過して護送することの承認請求がありま

き旨、つまり、いわゆる通過護送の承認に関する規定が必要となつてまいるわけでございまして、引渡法上もこれを受けまして、法務大臣が通過護送に関する承認を行うという規定を設ける必要がございますので、そのような規定が設けられる予定になつております。

第三番目でございますが、これが仮拘禁の期間についてでございます。現行引渡法上は二カ月とされておりますが、新条約では航空交通機関の発達その他に伴ひまして、これが四十五日と短縮されておりますので、引き渡されず犯罪人の人権保護の見地からも、条約上仮拘禁の期間が二カ月より短い定めがあります場合にはその短い定めによるというものを引渡法上明定する必要がございます、そのように明定してあります。

以上三点でございますが、この法案はすでに衆議院の法務委員会に付託されておりました、私も、慎重御審議の上速やかに御可決くださいますよう、心から望んでおる次第でございます。

○中川(憲)委員 この付表ですね、一番最後に出ておりますが、この付表においては相当詳細に引き渡されるべき罪名が明示されているわけですが、これも、これはいわゆる例示と解すべきかどうか、この点まず伺いたいと思います。

○村田政府委員 このような付表を設けましたのは、包括主義のもとにおきましても各国の国内法にさかのぼって一々調べなくても、条約のみを見ましても引き渡し犯罪がどれである、特に重要な引き渡し犯罪がどれであるかということがすぐわかるというメリットがございますのでこの付

表をつけたわけでございます。この第二条第一項につきまして若干補足的な説明をさせていただきますと、この一項には二つのものが対象になつております。

一つのカテゴリーは、この付表に掲げられた犯罪でありまして、両締約国の法令によつて死刑、無期もしくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものというところでございまして、したがひまして、これをアメリカに關して申しますと、連邦犯罪のみならず州犯罪でございまして、この付表に掲げております四十七種類の犯罪はすべて引き渡しの対象になる、こういうことでございまして。

それからこの付表に掲げておらないものにつきましては、その後段の方にございまして、「日本の法令及び合衆国の連邦法令により死刑又は無期」云々となつておるわけでございまして、これは米国の非常に多くの州があるという連邦国家の特殊性も考えまして、付表に掲げたような重要犯罪、これは連邦犯罪、州犯罪ともにこの引き渡しの対象になります、それ以外は一応連邦法令によつて死刑等に処せられるものに限るということにしたわけでございまして。

なお、この付表をつくるに当たりましては、なかなか作業もむずかかったわけでございまして、けれども、日米両国でそれぞれの刑法に基づきまして長期一年を超える犯罪というものはできる限り網羅しようというところで、詳細な点検作業を行つて合意したものでございまして、実際問題としてほとんど考えられる重要犯罪は網羅されておるのではないかとおもうに考えております。

○中川(憲)委員 この四十七項目ですね。なるほどお答えいただいたとおり、すぐわかるという利点はありますけれども、実態は、包括主義というものを基本とすることに合意された云々という説明がございましたけれども、そのような包括主義をとるといふことは、法治国家として、いわゆる法律制度の上からもいろいろな問題があるのではないか、このように思います。すなわち、包括主

義であるために、列挙されていない犯罪が出たとき、幾ら包括といつても、これは当然判断に迷いが生じるのではないだろうか。付表のほかに、果たしてどういふ犯罪が考えられるのだろうかという点については、いま御答弁でわれわれは一応納得するやにしても、国民にとつてみれば、これ以外にどんなものがあるのだろうかということはおそらくわからぬ。そして、先ほど申し上げたように、法治国家としては、刑事事件の場合はどういふのが犯罪となるか、これを明示すべきではないか、このように私は考えるわけですが、結論としては、列挙主義とする方がより賢明ではないか、このように思いますが、この点はいかがでしようか。

○數田説明員 列挙主義と包括主義の得喪につきましては、先生の仰せのような点もございまして、一応列挙された犯罪において、ほぼ現在網羅してゐるのではないかと。包括主義を用ひましたのは、大きな目的は、将来新しいいろいろな犯罪が起ころうとした場合に、仮に列挙主義にしておきますと、その段階において再びまたアメリカと条約の改定について交渉しなければならぬ。将来起ころう得べきことも予想いたしまして、このような包括主義をとつたわけでございまして、このように義、国民自体にとりましては、すでにその国その国によつて、各法律において国民に明示されている法律に違反する事項でございまして、先生御心配なような事項は特段には起きないのではないかと、このように理解いたしております。

○中川(憲)委員 そうしますと、たとえばですけれども、いわゆるスパイ罪ですね。スパイを行つた罪、これは付表の中には見当たらないと私は思うのですが、それでは、こういう犯罪は引き渡しの対象とならないと解していいのか。あるいは、包括主義でございましてからということで、あつててそれを含むのか、この点はいかがでしよう。

〔毛利委員長代理退席 委員長着席〕
○數田説明員 一般的、抽象的に申しますと、包

括主義の制度下では、相互にそのような犯罪を処罰いたしております場合には、引き渡し犯罪になるわけでございますが、ただいまのスパイの件につきましては、日本国におきましては、これを処罰する相当の規定がございまして、その相互可罰性を満たさないという意味におきまして、引き渡し犯罪にはならない、このように考えております。

○中川(憲)委員 スパイ罪、私はそんな言い方をしたわけですが、何かはかの名称が何か、適當なる名称が考えられるのですか。

○數田説明員 先生の仰せでございますが、差し迫つてはちよつと思ひつかない次第でございますが、

○中川(憲)委員 余り深く追ひ詰める気はないのですけれども、先ほどどういつた罪に対する適用すべき法ですね、それがいまのところわが国としては余り整つていないんだというニュアンスの御答弁があつたわけですが、それと合せて、どういつた罪というものが全く将来出つこないんだということはある得ないと思ひますので、この名称というものはやはり当然考えられていかなければならない問題だと思ひますが、今後どのようにいつたことについて対処されようとなるのか、この点はいかがですか、今後の問題。

○數田説明員 一般的につきましては、今後新しい犯罪の構成要件をつくりました場合におきましては、包括主義によりまして、条約を改定することなくそれが適用できまして、双方に引き渡しができるといふことでございまして、ただ、日本国一国だけ、あるいはアメリカ国一国だけが新しいものをつくりまして、双方に可罰性がないという場合には、やはり引き渡しの対象にはならないというところでございまして。

○中川(憲)委員 私は、たとえばの例でいま申し上げてきたわけでございまして、どういつたケースも十分考えられるのだということを踏まえて、今後とも検討をいただきたい、こう思ひます。

次に、確認のためにちょっとお聞きしておきますが、先ほどもちょっと脱走兵の問題についてやりとりがあったように思いますが、米本土もしくは第三国に駐留する米軍人の脱走兵が日本に脱走してきた場合、これはどうでしょうか、引き渡しの対象となるのでしょうか。

○村田政府委員 このような脱走兵は、地位協定の九条三項の要件を満たしておらないと考えられますので、地位協定の対象にならないという事は、先ほども答弁をいたしましたところでございます。したがって、犯罪人引渡し条約との関係におきましては、その人間の犯した犯罪がこの日米引渡し条約上の要件を満たす場合には、これは引渡し条約の対象となるということでございませう。要件といたしましては、たとえばそのアメリカ軍人の犯した犯罪、この場合には脱走罪ということになります。それが日本国の法令によっても、たとえば自衛隊法がそれに当たるわけですが、たとえ自衛隊法がそれに当たるわけですが、性問題でございませう。それから証拠が十分あるか、あるいはアメリカにおきまして逮捕状その他、この条約が決めおける手続がとられておるか。それからその本人の動機等、場合によりましては政治犯罪の問題も出てくる可能性は全くないとは言えない。通常はないとは思いますが、引渡しすべきであるという結論になれば、これを引き渡すということでございませう。

○中川(憲)委員 私が御質問した内容としては、したがって、脱走そのものの罪に対してどうかと伺って、いまの御答弁をいただいたわけですが、だからもう少し具体的に言いますと、今度は脱走兵が米国内もしくは第三国において、付表にあるこの犯罪を犯して日本に脱走してきた場合、いまいろい御答弁がありましたけれども、これは犯罪そのものと脱走と両方になるわけですから、これは引き渡しの対象となるんだというふうに、今度の場合、解していいわけですね。

○村田政府委員 その場合は、当然引き渡しの対象になると考えられます。

○中川(憲)委員 そうである場合に、交換公文との関係というものは一体どうなるのだろうか。交換公文は、日本における米軍人の犯罪と解するわけですが、交換公文そのものが、実体的に政府として、このたびの条約に關してどういう効果を考慮したのか。交換公文がなくても、アメリカ軍人の日本における犯罪は地位協定でカバーできるといふことになっているわけですから、それにもかかわらず、この条約に關して、地位協定を交換公文で確認した理由、この点はなんなんですか。

○村田政府委員 地位協定第十七条五項(a)という規定がございませうが、これによりまして、日米間に相互援助の権利と義務が定められておるわけにございませう。具体的には、たとえば在日米軍人が合衆国法のみによつて罰し得る罪、これは米側が專屬的裁判権を有する場合でございませうが、あるいは公務執行中の作爲または不作為から生ずる罪、これは米側が第一次の裁判権を有する場合、こういうケースでございまして、アメリカの法制上、国外犯に該当するという罪を犯して日本の国内に逃亡しているという場合が現にあり得るわけにございませう。現行日米条約では、国外犯に關する規定がございませうから、要するにアメリカの領域内で犯した犯罪に關してのみ、米側は日本に請求をしてくる、こういう仕組みになっておるわけにございませうので、地位協定とどちらがどう競合するかという問題は現実に起こり得なかつたわけにございませう。ところが、今度は国外犯の規定を置きまして、いまのようなケースでございませうと、地位協定上の引き渡しを行うべきなのも行える、つまり国外犯の規定に基づいて行える、そうすると、どちらを適用すべきかという点が必ずしも明らかでない。

そこで、従来から米軍が日本に駐留しておるといふ特定の事情に着目いたしまして締結しておりますのが地位協定でございませうので、やはり在日米軍に關しましては従前どおり引き続いて地位協定を適用することが適當である。したがって、その点を明確にするというところをこの交換公文において規定した、こういうことでございませう。

○中川(憲)委員 それでは第二條二項のところですが、「その者が死刑の言渡しを受けているとき又は服役すべき残りの刑が少なくとも四箇月あるときに限り、引渡しを行う。」このことについて、四カ月とした理由ですね、これを御説明をいただきたいと思ひます。

○村田政府委員 犯罪人を引き渡します場合にはやはり相當の手續がかかるわけにございまして、そういう手続とのバランスを考えますと、残りの期間が非常に短いという場合には必ずしも引き渡すことは適當でなからうというところで、四カ月にしたというのは、いろいろな条約でもこういうケースは四カ月としておる例が多ございませうので、そういう國際的な慣例と申しますか、通念に従つたということでございませう。

○中川(憲)委員 同じくこの第二條二項に關連して伺ひますが、無期の刑の言渡しを受けた者に對する規定がないわけにございませうが、なぜ無期の刑を除外したのかという疑問が出てくるわけにございませう。その理由はどうか。

○村田政府委員 この規定は「少なくとも四箇月あるとき」ということになっておりますので、残余の刑期が四カ月以上無期までをすべて含むという趣旨でございませう。したがって、特に無期という言及する必要がないので規定をしなかつた、かような次第でございませう。

○中川(憲)委員 第四條一項に政治犯罪の規定があるわけにございませう。先ほどもいろいろと質疑応答があつたわけにございませうが、高沢委員の質問に對しての御答弁の中で、純粹なものとの相對的なものというところでお話がありましたけれども、政治犯罪は國內法の問題でもある、それから國際法上の問題でもあるわけにございませう。國內法上の問題としての政治犯罪と國際法上の政治犯罪とはその性質が果たして同じであるかどうか、この点はいかがでございませうか。

○村田政府委員 國內法上も政治犯罪という概念は使われておるわけにございまして、日本國憲法の中にも第八十二條にそのような言葉があるわけにございませう。國際法上の政治犯罪という概念と國內法の概念というのとはおおよそ一致した概念であるといふふうに考えられるところでございませう。しかしながら、一方はあくまで國內法としての政治犯罪といふことでございませうし、他方は、相手國におきまして犯罪が果たして政治犯罪とみなすべきものであるかどうかという観点から判斷するといふ要素がございませうので、おのずから兩者は全く同じではなくて、ある程度の差異はむしろあるのではないかと、いふふうに思ひます。

○中川(憲)委員 したがって、日本國內では政治犯罪とみなされても米國ではそうでない場合があるかといふこと、それからまた、米國でも政治犯罪として日本に引き渡さなかつたといふようなみなされ方もあるし、この辺はどうなんですか。いま、兩國によつて少し違ふだらうといふことでお話しいただいてはありますが、日本國內では當然政治犯罪だと解しても、米側ではそうは見なかつたとか、そのような例があればひとつ……。

○村田政府委員 具体的にどのような犯罪がわが國では政治犯罪とされ、米國ではされなかつた、あるいはその逆といふことはちょっと実例として私思ひつかないわけにございませう。しかし、そういうことはあり得るというところで、まさに第一項の末段におきまして、疑いのある場合には被請求國の判斷によるというところで、その規則に従ひまして個別の請求に對しては對処するといふことになるわけにございませう。

の基準というものは変わるものと理解してもいいのかわるか、この辺が問題になってくると思ひますが、どうですか。普遍的、客観的に適用されるようなものがあるとは思ひませんが、主観的あるいは政治判断的という方が非常に濃厚なような感じがするわけですが、この辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○村田政府委員 大多数の犯罪人引渡し条約あるいは国内法におきましては、政治犯罪とはそもそも何ぞやという定義は一切置かれておられないわけですが、政治犯罪の概念であるという決り手になるようなものはないわけですが、もともと、学説はいろいろございまして、また一部分の条約あるいは国内法におきましては若干の手がかりになるかと思ひられるような規定がないわけではございません。たとえば有名なものを二つ三つ拾つて例として申し上げますと、いわゆるベルギー条項と呼ばれておるものがございます。これはベルギーの国内法でそのような定めがあるわけですが、元首、その家族、場合によっては政府要人の殺害あるいはその企図は、政治犯罪とみなさない。したがって、たとえば国王を殺すというふうな場合は、それが政治的な動機であっても政治犯罪ではないというふうにベルギーの国内法は規定しておりますし、またこの考え方を受け継いでおる国もかなりございます。それから西ドイツでございまして、一九二九年にドイツがつくりました犯罪人引渡し法がございまして、その第三条には、政治的行為とは、国の存立もしくは安全、元首もしくはこれに準ずる政府の構成員、憲法上の機関、選挙もしくは投票に関する公民権または外国との友好関係に対して、直接向けられる可罰的な攻撃である、こういう規定があるわけでございます。しかし、この西ドイツの国内法第三条二項を讀んでみても、これでもって具体的な案件を政治犯罪であると断定することはまた困難でございますまして、その他の要素をいろいろ総合勘案し

なければいけないというふうに思われます。○中川(憲)委員 そうしますと、国際法上一般に認識されるような政治犯罪というものは存在をしないと思ひます。政府が政治犯罪について恣意的な解釈をしないために私はここで明確にしておきたいと思ひますが、第四条の「政治犯罪」、これは日米間だけに共通する政治犯罪を対象としているのかわるか、この点はいかがですか。

○村田政府委員 日米間だけの政治犯罪と申しますよりは、ある事案に関しまして引き渡しの請求が行われるわけでございます。そこで、その引き渡しの請求にかかります犯罪に関しまして、引き渡しを請求された方の国が当該犯罪をどう判断するかという問題でございますので、必ずしも日米両国に限ったとか、そういったたぐいの問題ではない。いづれにいたしましても請求する方の国の政治秩序を侵害する犯罪ということであろうかと思ひます。

○中川(憲)委員 考え方としてはわからないわけではございませんが、この政治犯罪ということについてはなかなか定義がむずかしいわけですが、政府の確定解釈について統一見解といったものを提出いただくことができるかどうか、この点はどうでしょうか。

○村田政府委員 やはり政治犯罪という概念そのものは非常に抽象的な表現で定義することはあるいは可能でございますが、現実の個々の事案に関しましては、これを当てるというところは適当でございませぬし、またこの政治犯罪人の引き渡しということは非常に長い歴史の結果徐々にでき上がってきたものである。それから個別の判断におきましては、外交的な考慮というふうなものも入れて判断するといふたぐいのものでございまして、統一見解的なものをつくることは不可能な問題であらうと思ひます。

○中川(憲)委員 政治犯罪という言葉の性質上ケース・バイ・ケースというふうな考え方にならざるを得ないかと思ひますが、それではそれに関連

をして次に伺います。

日米間というよりも、ここで一般論としてお聞きしておきたいと思ひますが、いわゆる難民の定義ですね。これはどういふものか、あれば明示していただきたいと思います。

○村田政府委員 難民という概念でございまして、歴史上のいろいろな具体的な現象、事件を背景として論議されてきたものでございまして、一般国際法上これが難民の定義であるというものは必ずしも確立されておらないわけでございます。難民に関しましては、もちろん条約もございまして、それらの条約におきましては一定の定義が置かれておるといふことはございすけれども、それはあくまでその条約の目的に照らして難民をこう定義するというものでございまして、そもそも難民一般とは何ぞやというふうな定義はどこにもないわけでございます。

そこで具体的に難民というものをどう考えるかは、やはりその言葉が用いられますところの具体的な個々の場合に即して考えるといふことにならざるを得ないのではないかと申すわけでございます。一九五一年に採択されましたいわゆる難民条約、難民の地位に関する条約というものがございしますが、この中にはたとえば「人種、宗教、国籍、特定の社会団体の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けること」の十分根拠のあるおそれのために国籍国の外にある者で、その国の保護を受けることができないか又は前記のおそれのためにその保護を受けることを望まないもの、」という規定がございまして、恐らくこういふものが一般的には難民という概念に当たるケースが多いかと思ひますけれども、これはあくまでこの一九五一年条約の目的に照らしてこのような概念規定をしたといふことにすぎませんので、あらゆる難民についてこの概念によつて判断すべきだといふことも言えないわけでございます。

○中川(憲)委員 私は難民という場合に二つの態様があるのではないかと思ひます。その一つは、

いわゆる本国の政治体制あるいは政権による圧迫等の政治的理由による難民、いまの目的の中にも共通したものを感ずる。第二番目としては、飢饉とか災害あるいは戦乱からの避難を目的とする難民、こういうこと。これは決して定義ではありませぬけれども、私が感ずるには大きく分けてこの二つの態様になつてくるんじゃないか、このように思ひます。前者ですね、すなわち本国の政治体制、権力による圧迫云々と申し上げたわけですが、この政治難民はいわゆる政治犯罪の範疇に入るのかわるか、この辺はどうでしょうか。

○村田政府委員 政治犯罪人とそれから政治難民と呼ばれる者とは概念としては異なるわけでございます。政治犯罪人と申します場合にはあくまで犯罪人引き渡しとの関連で考えられておる概念でございまして、したがって、ある国において政治犯罪を犯しましてすでに刑に服しておる者あるいは有罪判決を受けた者あるいは訴追の対象になつておるような者でその国から他国に逃れ出た者、そうしてその犯罪が行われた国から引き渡しの請求がある者、これが政治犯罪人でございます。したがって手続的な要件というものはその前提としてあるわけでございます。他方政治難民と普通呼ばれております者は、犯罪を犯したかどうかという点にはかわりなく、何らかの政治的な理由でその国におけると政治的に迫害されるというおそれから外国に行つたという者でございまして、したがって、概念としては違つてございしますが、実際には政治難民であつてかつ政治犯罪人として引き渡しを請求される者というケースは十分あり得るわけでございます。

○中川(憲)委員 こういふ難民を当該政府から引き渡しの請求があつた場合、いまの最後のところの御答弁に関連もするわけですが、日本政府としてはどのように対処をするのか。ですから、いわゆる純粋な難民というもののプラス向こうで何か罪を犯したというふうな場合ももちろん考えられると思ひますが、ベトナム戦争末期に多数

の難民が海外に流れたということ、この場合の難民は政治的難民ではなくて当然戦乱による難民ではないか、こういうように思いますが、もしこれらの中に当時の政府高官とかあるいは有力な政治家、そういう人たちがまじっていたとして、本国政府からこれらの者の引き渡しを請求された場合、これに対して政府はどのように対処なさるか、これはどうでしょうか。この立場から聞いてみたいと思います。

○数田説明員 お答え申し上げます。

いまの場合、およそ適用すべき国内法規は、仮にそれが米国外の国であるとしてもした場合に於いては現行の逃亡犯罪人引渡法でございしますが、その第四條の三号に「引渡しを請求する引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でない」と認めるとき、こういう規定があるわけでございます。この規定の存在意義を十分に考えまして、仮にそのような難民をその国に送り返したときにどのような迫害を受けるおそれがあるのかということも考えまして、それをも考慮し、かつまた犯した犯罪の性質その他を考慮して、それらを総合したしきとして、相当であるか相当でないかということとをよく判断をして最終的に決めることになるのか、このように思います。

仮にそれが政治的な関連性のある犯罪であるとした場合には、さらにはまた現行犯罪人引渡法の第二條に「引渡犯罪が政治犯罪であるとき」とあるいは「引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき」という二つの規定がございまして、この二つに該当すると認められる場合には引き渡してはならない、こういう規定になっておりますので、これらの規定を総合いたしましてしかるべき適切な判断に至るもの、このように考えております。

○中川(憲)委員 難民に関してさらに伺いたいと思いますが、これもまた委員会等ですでに論議の

出たところかもしれませんが、先日予算委員会において、政府は、韓国における戦乱の際に韓国人難民を救済する目的で海上保安庁の船舶ばかりではなくて自衛艦を派遣することもあり得るということを言明したわけですが、これは政府の確定した見解であるのかどうか、この点をお答えをいただきたいと思ひます。

○三宅政府委員 朝鮮半島における有事の際の韓国の難民につきましては、実は私たちがいたしましては、このような不幸な事態がまず起きないことを希望しておるわけでございます。現在のこの事態から見まして、米中ソの力関係、その意図から見まして、このような大規模な戦争が起きるという可能性が非常に少ない。仮に万が一そういうような事態が起きる場合には、諸般の事情を考慮しましてケース・バイ・ケースで考えていきたい、こういう一般的な態度を持ってござい

ますが、先生いま御指摘の点の国際法上の問題でございますが、これは非常に限られた仮定的な事態、すなわち、たとえば自衛艦が韓国の領海のすぐ近く、これは公海でございしますが、そのあたりでいた。そこに、韓国の領海の中で難民がぶつかって浮いているというような事態につきましては、これは国際法上の問題と人道上の問題を兼ね合わせて、人道的な見地からある程度救済はやむを得ないんではないか、その場合、国際法上の責任の追求は免れるだろう、こういうようなことで、きわめて限られた事態で申し上げたこととござい

ます。したがって、一般論をいたしまして、領海の中に積極的な自衛艦が難民救済に行くとかあるいはそのようなことを目的にして派遣するといふようなことを申し上げたわけではないのでござい

ます。また、憲法、それから自衛隊法とのいろいろな問題点があるというところは常々大臣、それからアジア局長の方から指摘してござい

ます。

○中川(憲)委員 御答弁の中にありました人道的な問題を私どもも否定するものでは全くないわけですが、いまの御答弁というものをここで

政府が難民を救済するということは、難民を受け入れるというふうな解釈をしていいかという問題が一つですね。もし、そうなら、日本がこれを日本国内に収容するという政策の転換というものがなされるのかどうか。それから、韓国に限らず、政府の政策として一般論的にすべての地域からの難民をも受け入れることになるか、それとも韓国のみの難民を対象としているのか。先ほどの御答弁にあった、途中で災難に遭つてそして連れ戻した形を想定して、この辺、四点についてまとめてお伺いしておきたいと思ひます。

○藤岡説明員 難民の受け入れの問題でござい

ますが、これはたとえば法務省というふうな一つの役所限りの判断あるいは意思決定でもって決めることのできない、申しますならば、政府全体として態度を決めるべき問題であらうと存じます。さしあたりともかくにも、現実には難民と思われる者が保護を求めてわが国に到来してきたという場合に、いわゆる人道上的の見地から、本間にその者の申し立てる迫害のおそれが根拠のあるものであるのかどうかということがまず第一の問題でござい

まして、根拠があると認められます場合に、人道的な見地から少なくとも迫害の待っている国へは送り返さないということ、さらに本人の人權の保護という見地と、当該人物の入国を認めることが日本の国の利益つまり利益とよく調和することあるかどうかという点と、双方の角度から総合的に判断をいたしまして決定をする、こういう仕組み、こういう運用を現にやっておりますわけ

でございます。

○中川(憲)委員 そうすると、韓国のみの難民を

対象というのでなしに、すべての地域からの難民をも受け入れるという考え方でいいわけですね。

○藤岡説明員 発生した難民が韓国におけるものであるのか、そのほかのいづれの国におけるものであるのか、その点につきましては差別をすべきでない、かように考えております。しかしそれを終局的に受け入れるのか受け入れないのかという点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、政府全体として慎重に方針を樹立すべきものであらう。応急措置といたしましては、法務省の所管に關しましては、先ほど来申し上げたように、迫害の待っている国へは送り返さないという線を貫いてまい、こういうことでござい

ます。

○中川(憲)委員 お約束の時間が来てしまったよう

ですので、まだこの条約の審議について私も若干残すところがあるものですから、あと一問だけお聞きするとして、留保した形で私の質問をきょうのところは終えたいと思ひます。

その最後の質問というのは、こういったいまの問題に關連して明らかにしておきたいんですが、政府は、いわゆる政治亡命者を政治犯として保護をして、引き渡しの要求があったとしてもこれを拒否するの

かどうか。政治亡命者即政治犯というふうな考え方を持たれるか。政治犯か否かを判断する政府機関は果たしてどこなのか、行政機関か司法機関か、この辺について、きょうのところは私はこの質問を最後として留保をした上で終えたい、このように思ひます。

○数田説明員 政治犯罪人に当たるか当たらないかということは、個々具体的事例によつてそれぞれ研究すべきこととござい

ことはないという事でございます。

○中川(嘉)委員 きょうのところは以上で終わりたいと思います。

○永田委員長 ちょっと速記をとめて待つてくだされ。

〔速記中止〕

○永田委員長 速記を始め。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

理由

政府は、我が国とイラク共和国との間における航空業務の開設及び運営のため、昭和五十三年三月二十日にバグダッドで、航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定
日本国政府及びイラク共和国政府は、

両国の領域の間の及びそれらの領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約及び国際航空業務通過協定の締約国であるので、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くは、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択されるすべての附属書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を含む。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国政府にあっては運輸省及び同省が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、イラク共和国政府にあっては通信省又はイラク民間航空公団及び同省若しくは同公団が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「付表」とは、この協定の付表又は第十五条の規定による改正後の付表をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くは、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が付表に定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条

の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、当該航空企業に、2及び第七条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により条約に違反するような方法によることなく、また、その適用が通常かつ合理的であるとして適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、その航空当局の要求により、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を別個に又は混載して積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機のために供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に対し第四条1及び2に定める特権を与えず若しくは取り消し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使

経過した時に受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関の理事会に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年三月二十日にバグダッドで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

イラク共和国駐在日本国特命全權大使

伊達邦美

イラク共和国政府のために

イラク民間航空公団総裁

アブドゥル・カリム・ナダ・アル・フセイン

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点 北京—香港—バンコック
又はシンガポール—デリー又はボンベイ—カラチ—アブ・ダビ—又はドバイ—テヘラン—バグダッド—アテネ—ヨーロッパ内の一地点—パリ—ロンドン

注(3) 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとアテネとの間、バグダッドとヨーロッパ内の一地点との間、バグダッドとパリとの間及びバグダッドとロンドンとの間の区間については、運輸権を行使しない。

(b) もつとも、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとパリとの間の区間については、途中降機の貨客を二十一日以内に乗機することを条件として、途中降機の貨客を運送することができる。

2 イラク共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
イラク内の地点—バハレーン—ドバイ—カラチ—ボンベイ又はデリー—バンコック又はシンガポール—香港又はマニラ—上海—東京

3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、当該路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件
世界観光機関(WTO)憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この憲章は、観光の振興及び発展を図るため、開発途上国の利益に注意を払いつつ観光の分野において中心的役割を果たす政府間機関を設立することを目的とするものであつて、この憲章を締結することは、観光の分野における国際協力の促進の見地から望ましいと認められる。よつて、この憲章を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

世界観光機関(WTO)憲章
設立
第一条
公的旅行機関国際同盟(IUOTO)を改組

し、政府間機関の性格を有する国際機関として、この憲章により世界観光機関(以下「機関」という。)を設立する。

本部

機関の本部の所在地は、総会の決定によつて定めらるものとし、また、総会の決定によつていつでも変更することができる。

目的

第三条

1 機関は、経済的發展、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を普遍的に尊重し及び遵守することに寄与するため、観光を振興し及び発展させることを根本目的とする。機関は、この目的を達成するため、適当なすべての措置をとる。

2 機関は、1の目的を追求するに当たつては、開発途上にある国の観光の分野における利益に特に注意を払う。

3 機関は、観光の分野において中心的役割を果たすことができるよう国際連合の適当な機関及び専門機関との効果的な協力関係を設定し及び維持する。この場合において、機関は、国際連合開発計画の参加実施機関として、国際連合開発計画との協力関係の設定及びその活動への参加を求める。

構成員の地位

第四条

機関の構成員の地位は、次のものに開放する。

- (a) 加盟国
- (b) 準加盟国
- (c) 賛助加盟員

第五条

1 機関の加盟国の地位は、すべての主権国に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に自国の観光機関が同国際同盟

の正会員となつてゐる国は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより、表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

3 その他の国は、加盟の申請が総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の加盟国となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

第六条

1 機関の準加盟国の地位は、その対外関係について責任を負わないすべての領域又は領域の集団に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時にその観光機関が同国際同盟の正会員となつてゐる領域又は領域の集団は、表決を要することなく機関の準加盟国となる権利を有する。ただし、それらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有する国が、それらの領域又は領域の集団の加盟を承認し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集団に代つて宣言することを条件とする。

3 領域又は領域の集団は、加盟の申請がそれらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集団に代つて宣言する加盟国により事前に承認された場合には、機関の準加盟国となることができる。その加盟の申請は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認されなければならない。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 機関の準加盟国が対外関係の処理について責任を有することとなる場合には、当該準加盟国は、機関の憲章及び加盟国の地位に基づく義務の受諾を事務局長に対し書面で正式に宣言することにより、機関の加盟国となる権利を有する。

る。

第七条

1 機関の賛助加盟員の地位は、観光について特別な利害関係を有する政府間及び非政府間の国際団体並びに商業的な団体及び協会であつてそれらの活動が機関の目的と関係があり又は機関の権限内の活動に合致しているものに開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に同国際同盟の賛助会員である者は、賛助加盟員の地位に基づく義務の受諾を宣言することにより、表決を要することなく機関の賛助加盟員となる権利を有する。

3 観光について特別な利害関係を有するその他の政府間及び非政府間の国際団体は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 1の利害関係を有する商業的な団体又は協会は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、その団体又は協会の本部が所在する国によつて支持される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。その加盟の申請は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認されなければならない。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

5 機関に賛助加盟員委員会を設置することができるものとし、同委員会は、その規則を定め、承認を得るため総会に提出する。同委員会は、機関の会合に代表を出席させることができる。同委員会は、機関の会合の議事日程に特定の議題を含めるよう要請することができる。同委員会は、また、機関の会合に対して勧告を行うことができる。

6 賛助加盟員は、個別に又は賛助加盟員委員会

として集団で、機関の活動に参加することができる。

諸機関

第八条

1 機関は、次の諸機関から成る。

(a) 総会

(b) 執行理事会（以下「理事会」という。）

(c) 事務局

2 総会及び理事会の会合は、総会又は理事会が別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。

総会

第九条

1 総会は、機関の最高機関とし、加盟国を代表する代表で構成する。

2 各加盟国及び各準加盟国は、総会の各会期に、五人を超えない代表によつて代表されるものとし、また、このうちの一人は、当該加盟国又は準加盟国によつて首席代表として指名される。

3 賛助加盟員委員会は、三人を超えないオブザーバーを指名することができるものとし、また、賛助加盟員は、それぞれ一人のオブザーバーを指名することができる。オブザーバーは、総会の審議に参加することができる。

第十条

総会は、二年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として、会合する。臨時会期は、理事会の要請又は機関の加盟国の過半数の要請によつて招集される。

第十一条

総会は、その手続規則を採択する。

第十二条

総会は、機関の権限内にあるいずれの問題についても審議し及び勧告することができる。総会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

(a) 議長及び副議長を選出すること。
(b) 理事会の構成国を選出すること。

(c) 理事会の推薦に基づき事務局長を任命すること。

(d) 機関の財政細則を承認すること。

(e) 機関の運営のための一般方針を定めること。

(f) 事務局の職員に適用される職員規則を承認すること。

(g) 理事会の推薦に基づき監事を選出すること。

(h) 機関の一般事業計画を承認すること。

(i) 機関の財政方針を監督し並びに予算を審査し及び承認すること。

(j) 必要と認める技術的又は地域的な機関を設置すること。

(k) 機関及びその諸機関の活動に関する報告を審議し及び承認し並びにそれらの報告によつて提起される方策を実施するために必要なすべての措置をとること。

(l) 政府及び国際機関との間の協定の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。

(m) 民間の機関又は団体との間の取極の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。

(n) 機関の権限内にある問題に関する国際協定を準備し及び勧告すること。

(o) この憲章に従い、加盟の申請について決定すること。

第十三条

1 総会は、各会期の始めに、議長及び副議長を選出する。

2 議長は、総会を主宰し及び課された責務を遂行する。

3 議長は、総会の会期中、総会に対して責任を負う。

4 議長は、その在任期間中、機関を代表することが必要となすすべての場合に機関を代表する。

第十四条

1 理事会は、公正かつ衡平な地理的配分を達成するため、総会が定める手続規則に従い五の加

加盟国につき一の加盟国の割合で総会が選出する加盟国で構成する。

2 機関の準加盟国が選定する一の準加盟国は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

3 賛助加盟員委員会の代表は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

第十五条

選出された理事国の任期は、四年とする。ただし、最初の理事会の理事国のうち引によつて決定される半数の理事国の任期は、二年とする。理事国の半数の選出は、二年ごとに行う。

第十六条

理事会は、少なくとも年に二回会合する。

第十七条

理事会は、選出された理事国の中から一年の任期で議長国及び副議長国を選出する。

第十八条

理事会は、その手続規則を採択する。

第十九条

理事会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

(a) 事務局長との協議の上、総会の決定及び勧告を実施するために必要なすべての措置をとる及びその措置について総会に報告すること。

(b) 事務局長から機関の活動に関する報告を受けること。

第二十

(c) 総会に議案を提出すること。

(d) 事務局長が作成した機関の一般事業計画を総会への提出に先立って審査すること。

(e) 機関の会計及び予算見積りに関する報告及び勧告を総会に提出すること。

(f) 理事会の活動に必要と認める補助機関を設置すること。

第二十条

(g) 総会が委任するその他の任務を遂行すること。
理事会は、この憲章に別段の規定がない限り、

総会の会期から会期までの間において、機関の任務及び財源の範囲内で、必要と認める事務上及び技術上の決定を行い、総会の承認を得るため、その決定を次の会期の総会に報告する。

事務局

第二十一条

事務局は、事務局長及び機関が必要と認める職員で構成する。

第二十二条

事務局長は、理事会の推薦に基づき、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で四年の任期をもつて任命される。事務局長は、再任されることが出来る。

第二十三条

1 事務局長は、総会及び理事会に対して責任を負う。

2 事務局長は、総会及び理事会の指示を執行する。事務局長は、機関の活動に関する報告並びに機関の会計、一般事業計画案及び予算見積りを理事会に提出する。

3 事務局長は、機関の法律上の代表者としての資格を有する。

第二十四条

1 事務局長は、総会が承認した職員規則に従い、事務局の職員を任命する。

2 機関の職員は、事務局長に対して責任を負う。

3 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、専門的能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。この考慮に従うことを条件として、できる限り広い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについても十分な考慮を払う。

4 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府にも又は機関外の他の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動

をも差し控えなければならない。

予算及び支出

第二十五条

1 機関の事務上の任務及び一般事業計画に充てる機関の予算は、この憲章に附属しかつこの憲章の不可分の一部をなす財政規則に従い、総会が承認した割当基準に基づく加盟国、準加盟国及び賛助加盟国の分担金並びに機関のその他の財源によつて賄う。

2 事務局長が作成した予算は、審査及び承認のため、理事会が総会に提出する。

第二十六条

1 機関の会計は、理事会の推薦に基づき二年の任期で総会により選出される二の監事が検査する。監事は、再任されることが出来る。

2 監事は、会計の検査を行うほか、財政上の手続及び財政の運用の効率、会計制度、内部の財務管理並びに事務上の慣行が及ぼす財政上の影響の全般について、必要と認める意見を述べる事が出来る。

定足数

第二十七条

1 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

2 理事会の会合の定足数は、理事会を構成する加盟国の過半数とする。

表決

第二十八条

各加盟国は、一個の投票権を有する。

第二十九条

1 この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、すべての事項に関する決定は、総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で行う。

2 構成員の予算上及び財政上の義務を伴う事項、機関の本部の所在地並びに総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で特に重要と認められたその他の問題に関する決定には、出席しかつ投票する加盟国の三分

の二以上の多数による議決を必要とする。

第三十条

理事会の決定は、出席しかつ投票する理事国の三分の二以上の多数による議決で承認される予算上及び財政上の勧告に関するものを除くほか、出席しかつ投票する理事国の単純過半数による議決で行う。

法人格、特権及び免除

第三十一条

機関は、法人格を有する。

第三十二条

機関は、その任務の遂行に必要な特権及び免除を加盟国の領域において享有する。その特権及び免除は、機関が締結する協定によつて定めることが出来る。

改正

第三十三条

1 この憲章及びこの憲章の附属書の改正案は、事務局長に送付される。事務局長は、改正案が総会の審議に付託される少なくとも六箇月前に改正案を加盟国に配布する。

2 改正は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 改正は、加盟国の三分の二が改正の承認を寄託政府に通告した時に、すべての加盟国について効力を生ずる。

構成員の地位の停止

第三十四条

1 構成員が第三条に定める機関の根本目的に反する政策をとり続けていると総会が認める場合には、総会は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する決議により、当該構成員につき、構成員の地位に基づく権利の行使及び特権の享有を停止することが出来る。

2 1の規定に基づく停止は、総会が1の政策の変更を確認する時まで効力を有する。

脱退

第三十五条

1 加盟国は、寄託政府に対して書面により行う一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することが出来る。

2 準加盟国は、その対外関係について責任を有する加盟国が寄託政府に対して書面による予告を行つた場合には、1の予告に係る条件と同一の条件で機関から脱退することが出来る。

3 賛助加盟員は、事務局長に対して書面により行う一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することが出来る。

効力発生

第三十六条

この憲章は、この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつてゐる五十一の国がこの憲章及び構成員の地位に基づく義務の受託を正式に暫定的寄託政府に通知した後百二十日、効力を生ずる。

寄託

第三十七条

1 この憲章及び構成員の地位に基づく義務を受託する宣言は、当分の間、スイス政府に寄託する。

2 スイス政府は、1の宣言の受領及びこの憲章の効力発生の日を、これらに関する通告を受ける権利を有するすべての国に通告する。

用語及び解釈

第三十八条

機関の公用語は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第三十九条

この憲章の英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とみなす。

経過規定

第四十条

機関の本部は、第二条の規定に基づいて総会が決定するまでの間、暫定的にスイスのジュネーブに置く。

第四十一条

国際連合、専門機関及び国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当時国は、この憲章が効力を生じた後百八十日の期間中は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

第四十二条

この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつてゐる国は、承認を条件としてこの憲章を受諾した場合には、この憲章が効力を生じた後一年間は、加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することができ

第四十三条

対外関係について責任を負わない領域又は領域の集団であつて、その観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつてゐるために加盟国となる資格を有しかつその対外関係について責任を有する国の承認を条件としてこの憲章を受諾したものは、この憲章が効力を生じた後一年間は、加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することができ

第四十四条

公的旅行機関国際同盟の権利及び義務は、この憲章が効力を生じた時に機関に継承される。

第四十五条

この憲章が効力を生ずる時に公的旅行機関国際同盟の事務局長である者は、総会が機関の事務局長を選出する時まで機関の事務局長として行動する。

千九百七十年九月二十七日にメキシコ・シティで作成した。

附屬書

財政規則

- 1 機関の財政期間は、二年とする。
- 2 各会計年度は、一月一日から十二月三十一日までとする。

3 予算は、各国における経済的發展の水準及び観光の重要度を基礎として総会が決定する割当方法による構成員の分担金及び機関のその他の収入によつて賄う。

4 予算は、合衆国ドルで表示する。分担金の支払に使用される通貨は、合衆国ドルとする。ただし、総会の認める範囲内で、事務局長が構成員によりその他の通貨で支払われる分担金を受領することを妨げない。

5 一般基金を設置する。3の規定に基づいて支払われる構成員のすべての分担金、雑収入及び運転基金からの立替金は、一般基金に貸記する。機関の事務上の支出及び一般事業計画のための支出は、一般基金から支払われる。

6 運転基金を設置するものとす。その額は、総会が決定する。構成員の前払分担金及び総会がこの基金のために使用することができると決定するその他の予算収入は、運転基金に払い込まれる。必要な場合には、所要の金額が運転基金から一般基金に転記される。

7 機関の予算に計上されてゐない活動であつて特定の加盟国又は加盟国の集団が利益を受けるものの費用を賄うため、信託基金を設置することができ。この基金は、自発的拠出金によつて賄う。この基金を管理するため、機関は、手数料を課することができ。

8 総会は、予算に計上されてゐない贈与、遺贈その他の臨時収入の利用について決定する。

9 事務局長は、理事会の当該会期の少なくとも三箇月前に、理事会に予算見積りを提出する。理事会は、この予算見積りを審査するものとす。最終審査及び承認のため、勧告を添えて予算を総会に提出する。理事会による見積りは、総会の当該会期の少なくとも三箇月前に、構成員に送付される。

10 総会は、引き続く二年から成る財政期間のための予算並びに当該予算の年次割当て及び年次運営会計を承認する。

11 事務局長は、機関の前会計年度の会計報告を

理事会に設置される権限を有する機関及び監事に提出する。

監事は、理事会及び総会に対して報告を行う。

12 機関の構成員は、各会計年度の最初の月に、当該会計年度に係る分担金を支払う。構成員は、各会計年度の始まる六箇月前に、総会が決定する当該会計年度に係る分担金の額の通告を受ける。ただし、理事会は、それぞれの国に異なる会計年度が存在していることによる支払の遅延であつて正当と認められるものを承認することができ。

13 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の構成員は、延滞の額が当該年度に先立つ二の会計年度においてその構成員について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなる場合には、機関の構成員がサービス並びに総会及び理事会における投票権の形態で享有する特権を奪われる。ただし、総会は、理事会の要請がある場合において当該構成員による支払の不履行がやむを得ない事情によるものと認めるときは、当該構成員が投票し及び機関のサービスを享有することを許可することができ。

14 機関から脱退する構成員は、当該脱退が効力を生ずる時までの期間に対応する分担金を支払う義務を負う。

加盟国及び賛助加盟員の当該分担金の算定に当たつては、それぞれの構成員の地位の基礎が異なつてゐること及び機関において享有する権利が制限されてゐることを考慮する。

千九百七十年九月二十七日にメキシコ・シティで作成した。

作者の保護に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、レコード製作者の許諾を得ないレコードの複製が広く行われ及び増加していることにかんがみレコード製作者をそのような行為から保護することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、レコード製作者の保護のための国際協力を促進する見地から望ましいと認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

締約国は、許諾を得ないレコードの複製が広く行われ及び増加していること並びにこのことが著作家、実演家及びレコード製作者の利益を害していることを憂慮し、

レコード製作者をそのような行為から保護することが、レコードにその実演が録音されている実演家及びレコードにその著作物が録音されている著作家の利益ともなることを確信し、

国際連合教育科学文化機関及び世界的所有権機関がこの分野において行つた活動の価値を認め、

既に効力を有している国際協定を何ら害しないこと、特に、実演家、放送機関及びレコード製作者に保護を与へてゐる千九百六十年十月二十六日のローマ条約の一層広範な受諾を何ら害しないことを希望して、

第一条

この条約の適用上、
(a) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。

- (b) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。
- (c) 「複製物」とは、レコードから直接又は間接にとつた音を収録している物品であつて、当該レコードに固定された音の全部又は実質的な部分を収録しているものをいう。
- (d) 「公衆への頒布」とは、レコードの複製物を直接又は間接に一般公衆に提供する行為をいう。

第二条

各締約国は、他の締約国の国民であるレコード製作者を、その者の承諾を得ないで行われる複製物の作成及びその者の承諾を得ないで作成された複製物の輸入（公衆への頒布を目的とする作成又は輸入に限る。）から保護し並びにそれらの複製物の公衆への頒布から保護する。

第三条

この条約を実施するための手段は、各締約国の国内法令の定めるところによるものとし、著作権その他特定の権利の付与による保護、不正競争に關連する法令による保護及び刑罰による保護のうちいずれかのものを含む。

第四条

与えられる保護期間は、各締約国の国内法令の定めるところによる。もつとも、国内法令が特定の保護期間を定める場合には、当該保護期間は、レコードに収録されている音が最初に固定された年の終りから又はレコードが最初に発行された年の終りから、二十年よりも短くしてはならない。

第五条

締約国は、国内法令に基づきレコード製作者の保護の条件として方式の履行を要求する場合において、許諾を得て作成されたレコードの複製物であつて公衆に頒布されたもののすべて又はその容器に最初の発行の年とともに①の記号が、保護の求められていることが明らかになるような適当な方法で、表示されているときは、その要求が満た

されたものと認める。もつとも、その表示には、当該複製物又はその容器にレコード製作者、その承継人又は排他的な許諾を得た者がその名、商標その他の適当な表示によつて明らかにされていなければ、レコード製作者、その承継人又は排他的な許諾を得た者の名を含める。

第六条

著作権その他特定の権利による保護又は刑罰による保護を与える締約国は、レコード製作者の保護に關し、文学的及び美術的著作物の著作者の保護に關して認められる制限と同一の種類の制限を国内法令により定めることができる。もつとも、強制許諾は、次のすべての条件が満たされない限り、認めることができない。

- (a) 複製が、教育又は學術的研究のための使用のみを目的として行われること。
- (b) 強制許諾に係る許可が、その許可を与えた権限のある機関が属する締約国の領域内で行われる当該複製についてのみ有効であり、かつ、当該複製物の輸出については適用されないこと。
- (c) 強制許諾に係る許可に基づいて行われる複製について、作成される当該複製物の数を特に考慮して(b)の権限のある機関が定める公正な補償金が支払われること。

第七条

- (1) この条約のいかなる規定も、国内法令又は国際協定に基づいて著作家、実演家、レコード製作者又は放送機関に確保される保護を制限し又は害するものと解してはならない。
- (2) レコードにその実演が固定されている実演家が保護を受ける権利を有する場合には、その保護の範囲及びその保護を受けるための条件は、各締約国の国内法令の定めるところによる。
- (3) いずれの締約国も、自国についてこの条約が効力を生ずる前に固定されたレコードについては、この条約を適用することを要しない。
- (4) 千九百七十一年十月二十九日においてレコード製作者に対し最初の固定の場所のみを基礎と

して保護を与えている締約国は、世界的所有権機関事務局長に寄託する通告により、レコード製作者の国籍を基準とする代わりに最初の固定の場所を基準とする旨を宣言することができる。

第八条

- (1) 世界的所有権機関事務局長は、レコードの保護に關する情報を収集し及び公表する。各締約国は、レコードの保護に關するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに当該国際事務局に送付する。
- (2) (1)の国際事務局は、いずれの締約国に対して、その要請に応じ、この条約に關する問題について情報を提供するものとし、この条約に定める保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。

- (3) (1)の国際事務局は、国際連合教育科学文化機関及び国際労働機関のそれぞれの権限に属する問題については、それらの機関と協力して(1)及び(2)に定める任務を遂行する。

第九条

- (1) この条約は、国際連合事務局長に寄託する。この条約は、千九百七十二年四月三十日まで、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国による署名のために開放しておく。
- (2) この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。この条約は、(1)の加盟国又は当事国による加入のために開放しておく。

- (3) 批准書、受諾書又は加入書は、国際連合事務局長に寄託する。
- (4) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時に、国内法令に従ひこの条約を実施することができずの状態になつていなければならないと了解される。

第十条

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十一条

- (1) この条約は、五番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。
- (2) この条約は、五番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後に批准し、受諾し又は加入する各国については、世界的所有権機関事務局長が第十三条(4)の規定に従つて当該国の文書の寄託を各国に通報した日の後三箇月で効力を生ずる。
- (3) いずれの国も、批准、受諾若しくは加入の時に、又はその後いつでも、国際連合事務局長に於てた通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告は、それが受領された日の後三箇月で効力を生ずる。

- (4) もつとも、(3)の規定は、いずれかの締約国が(3)の規定に基づいてこの条約を適用する領域の事実上の状態を、他の締約国が承認し又は默示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第十二条

- (1) いずれの締約国も、国際連合事務局長に於てた書面による通告により、自国について又は前条(3)の領域の全部若しくは一部について、この条約を廃棄することができる。
- (2) 廃棄は、国際連合事務局長が(1)の通告を受領した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十三条

- (1) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本書一通について署名する。
- (2) 世界的所有権機関事務局長は、関係政府との協議の上、アラビア語、オランダ語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語による公定訳文を作成する。
- (3) 国際連合事務局長は、世界的所有権機関事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及

び国際労働事務局長に対して次の事項を通告する。

- (a) この条約の署名
- (b) 批准書、受諾書又は加入書の寄託
- (c) この条約の効力発生の日
- (d) 第十一条(3)の規定に従って通告される宣言廃棄通告の受領
- (e) 世界知的所有権機関事務局長は、第九条(1)の加盟国又は当事国に対し、(3)の規定に基づいて受領した通告及び第七条(4)の規定に基づいて行われた宣言を通報する。同事務局長は、また、当該宣言を国際連合教育科学文化機関事務局長及び国際労働事務局長に通告する。
- (5) 国際連合事務総長は、第九条(1)の加盟国又は当事国に対し、この条約の認証謄本二通を送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十一年十月二十九日にジュネーヴで作成した。

外務委員会議録第五号中正誤

ペシ段行誤

一四六採決済み

正採決済み

昭和五十三年四月十四日印刷

昭和五十三年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局